

天栄村 こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
天 栄 村

はじめに

近年、急速に進行している少子高齢化は、社会経済全体をはじめ、こどもたちを取り巻く環境にも多大な影響を及ぼしています。また、児童虐待やヤングケアラーの問題、生活環境や教育機会に影響を与える経済格差の問題などが深刻化しています。

本村では、平成27年度に「天栄村子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度に「第二期天栄村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもたちが心身ともに健やかに育ち、こどもを安心して生み育てることができる村づくりに取り組んでまいりました。



今回、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、若者や子育て世代のライフステージに応じた切れ目のない支援や貧困対策、社会全体で子育てを支えるための意識の醸成など、こども施策を総合的に推進していくために、「こどもの夢 若者の希望を みんなで支える村 てんえい」を基本理念とした新計画「天栄村こども計画」（以下、「本計画」という）を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め、支援していくとともに、全てのこどもや若者が心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう努め、全ての人がこどもと共に元気に過ごせるよう、「こどもまんなか社会」の実現を目指してまいりますので、今後ともご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査を通じて、貴重なご意見やご提言をいただきました村民の皆様を始め、熱心にご審議いただきました子ども・子育て会議委員の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

天栄村長 添田 勝幸

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	3
第4節 計画の策定体制	3
第2章 こども・若者、子育て当事者を取り巻く現状	4
第1節 統計データによる現状	4
第2節 アンケート調査結果の概要	8
第3節 施策の進捗評価	25
第4節 本村の課題	26
第3章 計画の基本的な考え方	28
第1節 計画の基本理念	28
第2節 基本的な方針	29
第3節 施策体系	30
第4章 施策の展開	31
基本目標1 こども・若者の意見や権利を尊重し、心豊かに成長できる村づくり	31
基本目標2 安心してこどもを生み、子育てができる村づくり	33
基本目標3 こども・若者が将来に希望を持って、自分らしく生きることができる村づくり	37
基本目標4 困難を有するこども・若者とその家族が適切な支援を受けられる村づくり	41
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	44
第1節 教育・保育事業等の提供区域	44
第2節 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の二スズ量推計	45
第3節 教育・保育の量の見込み及び確保方策	48
第4節 地域子ども・子育て支援事業等の量の見込み及び確保方策	51
第5節 総合的なこどもの放課後対策の推進	63
第6章 計画の推進・評価体制	65
第1節 計画の推進体制	65
第2節 計画の公表及び周知	65
第3節 計画の評価と進行管理	66
資料編	67
第1節 天栄村 子ども・子育て会議条例	67
第2節 天栄村 子ども・子育て会議委員名簿	69
第3節 用語集	70

「こども」の表記について

本計画においては、「こども」と表記します。
ただし、法令名、既存の施策・事業名等につきましては、そのままの表記とします。

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国の合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に産むこどもの数）をみると、令和5年は1947年に統計を取り始めて以降最も低い1.20となり、出生数も72万7,277人と過去最少になりました。その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担などが指摘されています。

国では、こうしたこども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やす②社会全体の構造や意識を変える③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざしています。

天栄村（以下「本村」という。）においては、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に「天栄村 子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第二期 天栄村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「あったか子育て親育ち 未来へはばたけ 天栄っ子」を基本理念とし、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野において、全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、全てのこどもに、より充実した良質かつ適切な子ども・子育て支援を提供できるよう、各種取組を進めてきました。

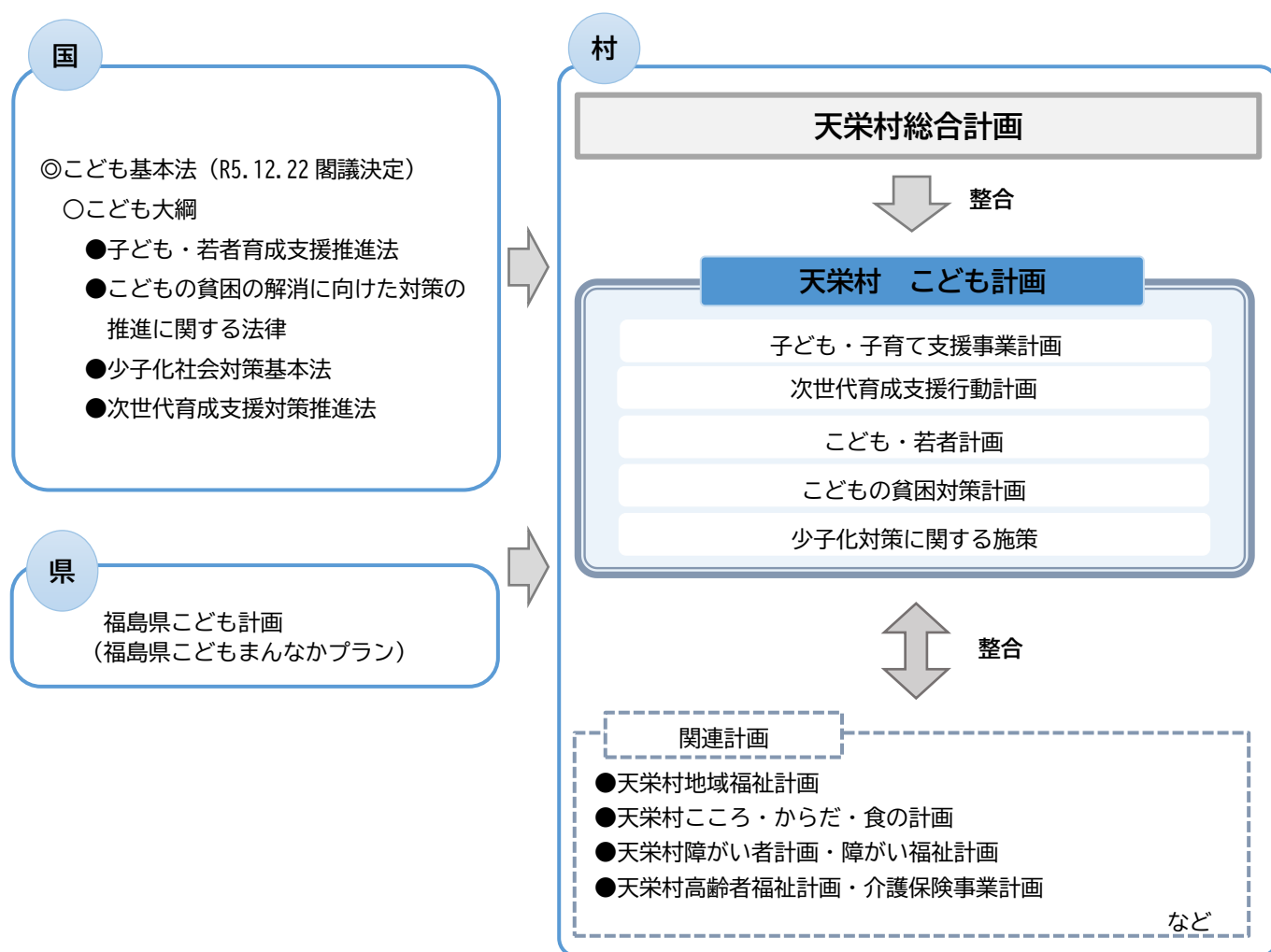
この度、「第二期 天栄村 子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、近年のこどもを取り巻く環境の変化や国の動向等を踏まえ、こども施策を総合的に推進するため、少子化対策のほか、こども基本法に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援対策行動計画」「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」「こども・若者計画」を一体化した「天栄村こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定いたします。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の「市町村こども計画」として位置づけ、また、子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に定める「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に定める「子ども・若者計画」を含むものとします。

また、本村における村づくりの最上位計画である「天栄村総合計画」及び関連する個別計画との整合を図りながら、「こども大綱」及び「福島県こどもまんなかプラン」を勘案し、策定するものです。

■他計画との関係



第3節 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

第4節 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

法の規定及び国の方針に基づく手続きを行うとともに、地域の特性に応じた計画を策定するために、子ども・子育て支援法第77条に基づく機関で、保護者、事業従事者、関係団体代表、知識経験者等などで構成する「天栄村子ども・子育て会議」を設置し、委員が計画内容の検討・審議を行い、会議における意見の計画への反映を図りました。

(2) こども・若者、子育て当事者等の参画

就学前児童・小学生のお子さんがいる保護者の方の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設・サービスについてのニーズを把握するほか、こどもの置かれている状況・本人の意見を把握するため、小学5～6年生、中学生、15～39歳の村民を対象に各種アンケート調査を実施し、結果を計画に反映しました。

●計画に用いる「こども・若者」の定義

「こども」：心身の発達の過程にある者

「若者」：思春期、青年期の者

◎計画に用いる「ライフステージ」の定義

「乳幼児期」：義務教育年齢に達するまで

「学童期」：小学生

「思春期」：中学生～概ね18歳まで

「青年期」：概ね18歳～30歳まで（施策によっては40歳未満も含む）

第2章 こども・若者、子育て当事者を取り巻く現状

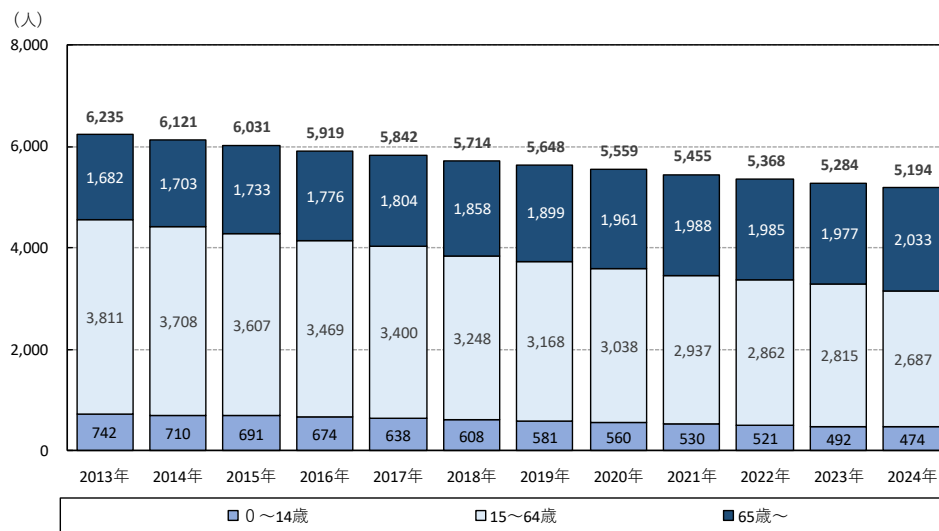
第1節 統計データによる現状

1 人口の状況

(1) 総人口とこども人口の推移

本村の人口は2013年以降、減少し続けています。3階級別人口をみると、2013年以降老年人口（65歳以上）は増加していますが、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少傾向が続いています。

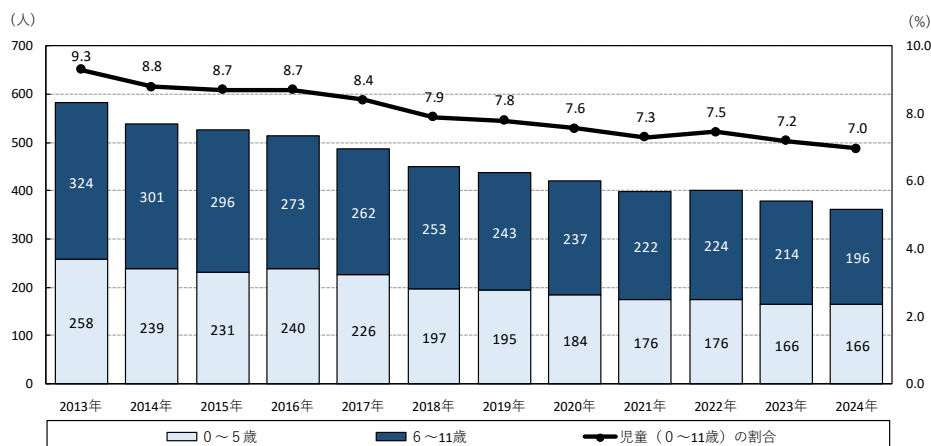
■3階級別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

総人口に占めるこども人口（就学前児童及び小学生）の割合は、2013年から2017年までは8～9%台で推移していましたが、2018年以降低下が続き、2024年3月末には7.0%となっています。

■こども人口の推移

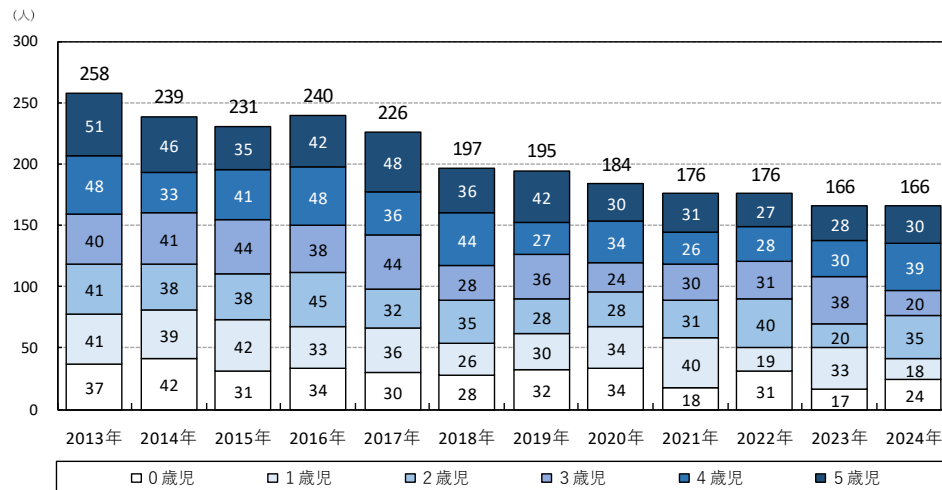


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

第2章 こども・若者、子育て当事者を取り巻く現状

さらに就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、2013年から2024年3月末にかけて全体で92人減少しています。0～5歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから、今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。

■ 0～5歳児の人口の推移



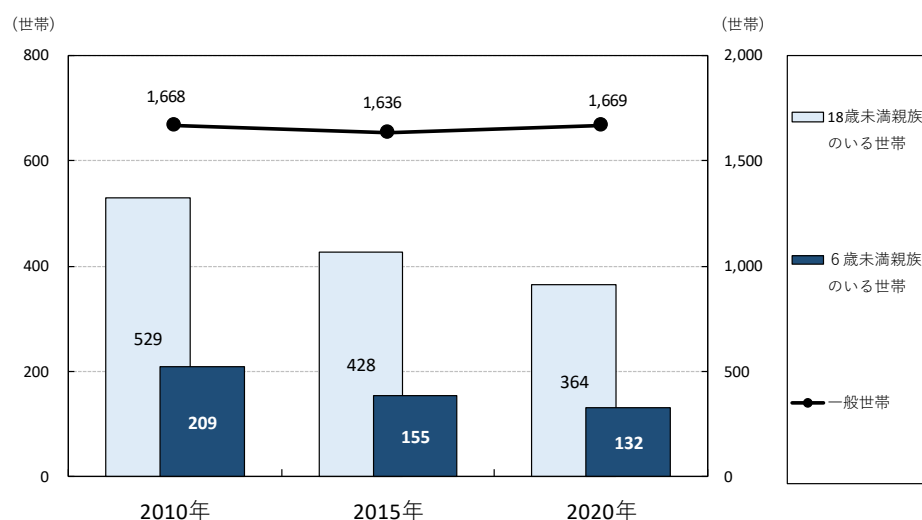
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

2 子育て世帯の状況

(1) 子育て世帯の推移

2010年から2020年までの子育て世帯の推移をみると、一般世帯には大きな差はないものの、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。

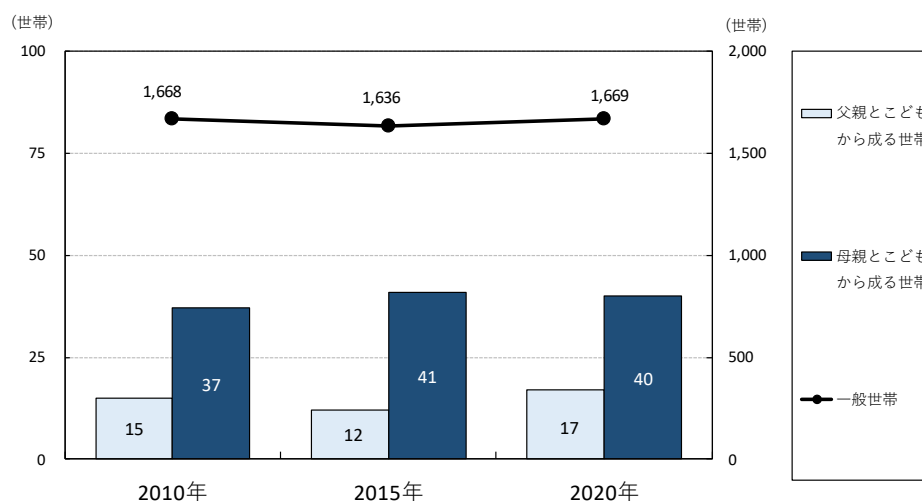
■子育て世帯（18歳未満のこどもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査

また、ひとり親家庭医療費助成事業対象世帯の推移では、母親とこどもから成る世帯は2010年の37世帯から2020年には40世帯へ増加しています。父親とこどもから成る世帯では2010年の15世帯から2020年には17世帯へ増加しています。

■ひとり親家庭医療費助成事業対象世帯の推移



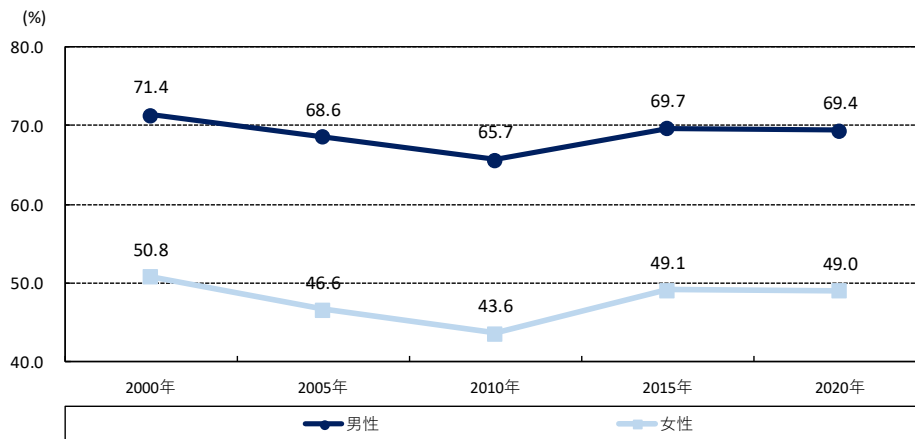
資料：健康福祉課

3 保護者の就業状況

(1) 就業率の推移

本村の15歳以上の就業率をみると、2010年までは男女ともに就業率が低下していましたが、その後、2015年に男女ともに上昇に転じ、その後は横ばいで推移しています。

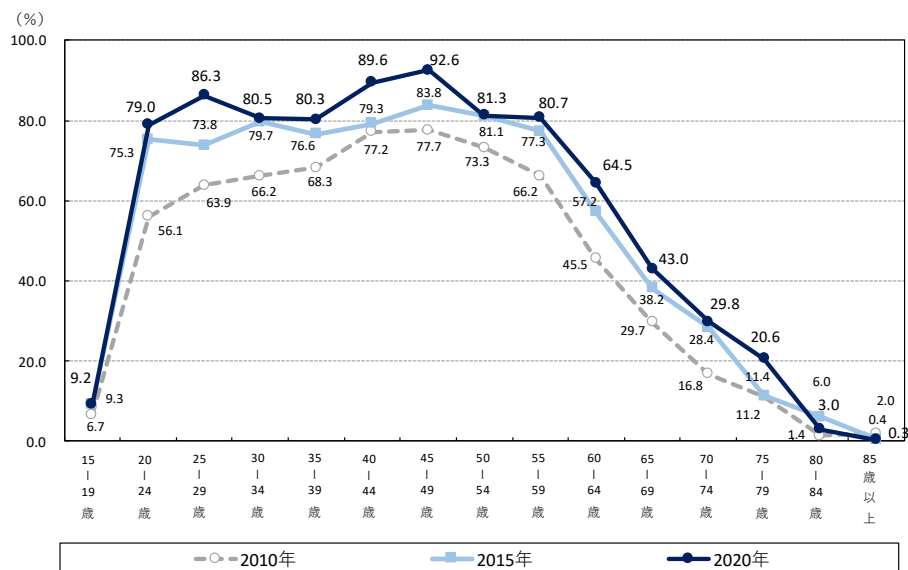
■男女別就業率の推移



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、2020年では概ね全ての年代で2010年、2015年の数値を上回っており、女性の就業状況が変化していることがうかがえます。

■女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

第2節 アンケート調査結果の概要

1 こども・子育てに関するアンケート

(1) 調査の目的

第三期天栄村子ども・子育て支援事業計画を作成するために必要な保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズなどを調査し、今後5年間の教育・保育の見込み量を算出するとともに、今後村が実施することども施策等についての保護者のニーズを把握するために実施しました。

(2) 調査の概要

調査対象者 : 天栄村に居住する就学前児童の保護者 127 人
 天栄村に居住する小学生の児童の保護者 149 人
 実施期間 : 令和6年8月26日(月)～令和6年9月24日(火)
 調査方法 : 施設配布・施設回収

■回収結果

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者用調査	127 票	85 票	66.9%
小学校児童保護者用調査	149 票	105 票	70.5%

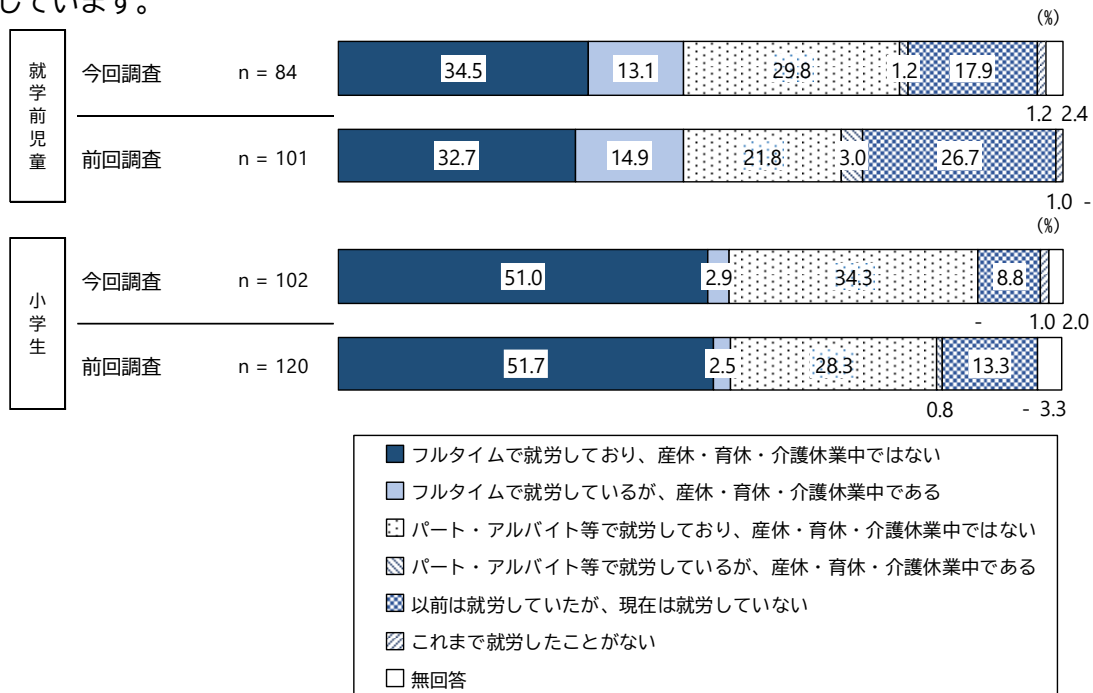
※グラフ中の比率は小数点第2位以下を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。

(3) 調査結果の概要

①保護者の就労状況について

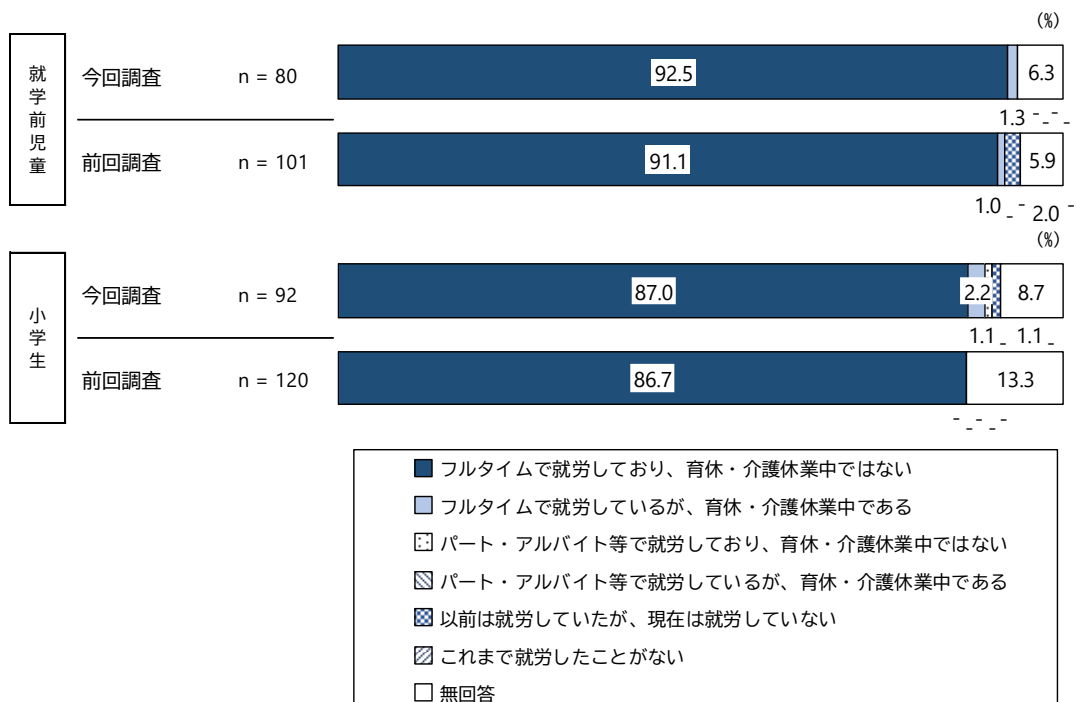
■母親の就労状況

母親の就労状況については、産休・育休・介護休業中に関わらず「フルタイムで就労している」と回答した割合が就学前児童保護者、小学生保護者いずれも約5割となっています。前回調査と比較すると、フルタイムでは大きな変化はみられませんが、「パート・アルバイト等で就労している」（産休・育休・介護休業中含む）と回答した割合は就学前児童保護者、小学生保護者いずれも5～6ポイント上昇しています。



■父親の就労状況

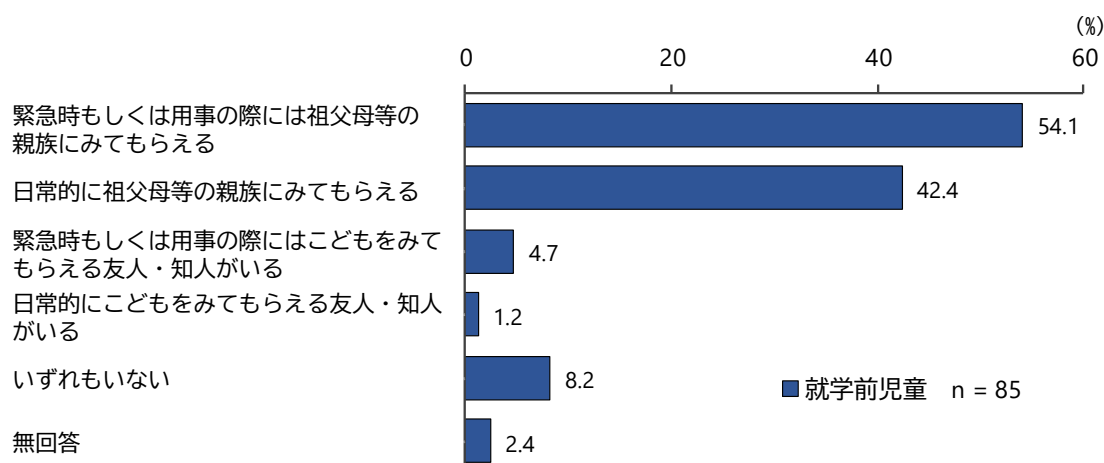
父親の就労状況については、育休・介護休業中に関わらず「フルタイムで就労している」と回答した割合が就学前児童保護者、小学生保護者いずれも約9割を占めており、前回調査と比較すると、いずれも2～3ポイント僅かに上昇しています。



②協力者の状況について

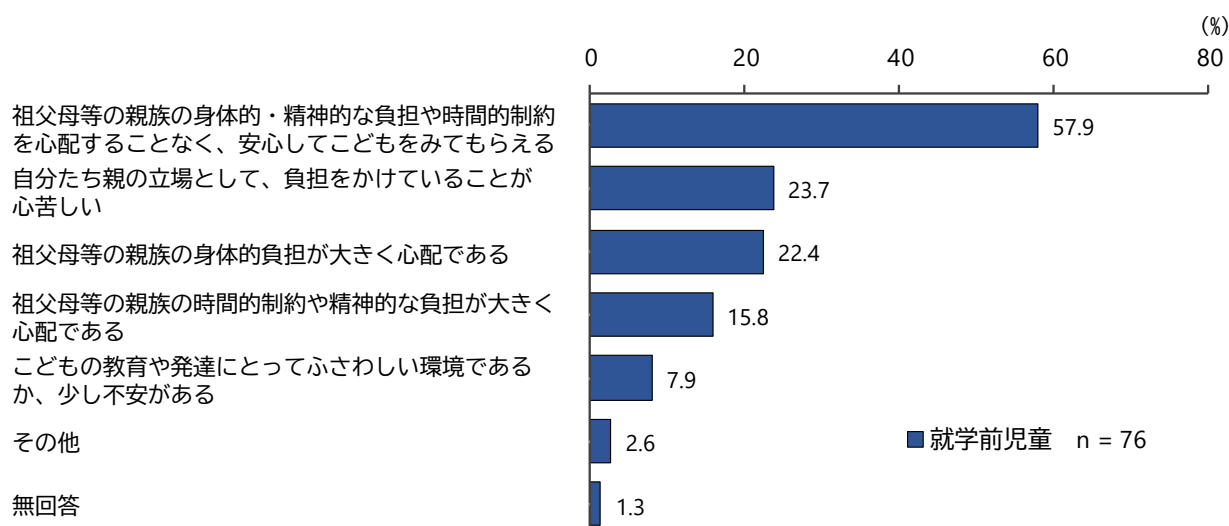
■こどもをみてもらえる親族・知人の有無

就学前児童保護者のこどもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が約5割と最も高くなっている一方で、約1割が「いずれもない」と回答しています。



■祖父母等の親族にこどもをみてもらっている状況

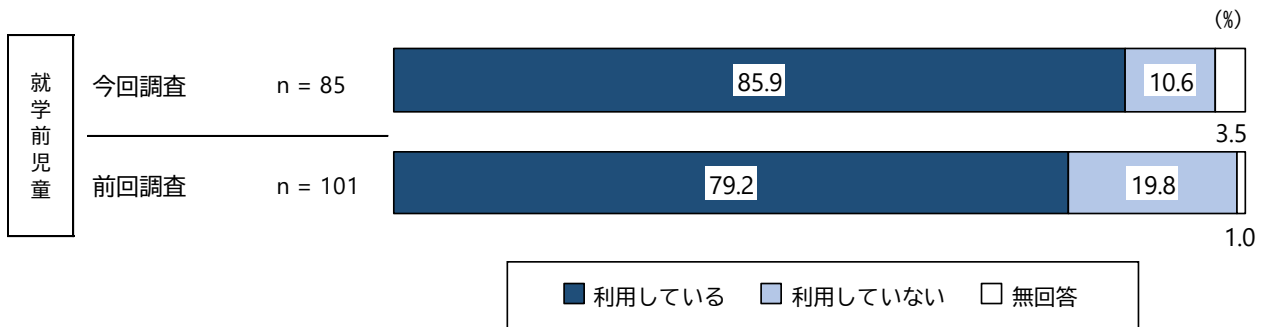
祖父母等の親族にこどもをみてもらっている状況については、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心してこどもをみてもらえる」が約6割と最も高くなっていますが、一方で「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」、「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」がともに2割と、祖父母等親族の負担に対して心配や不安を抱えている保護者がいることがわかります。



③定期的な教育・保育事業の利用について

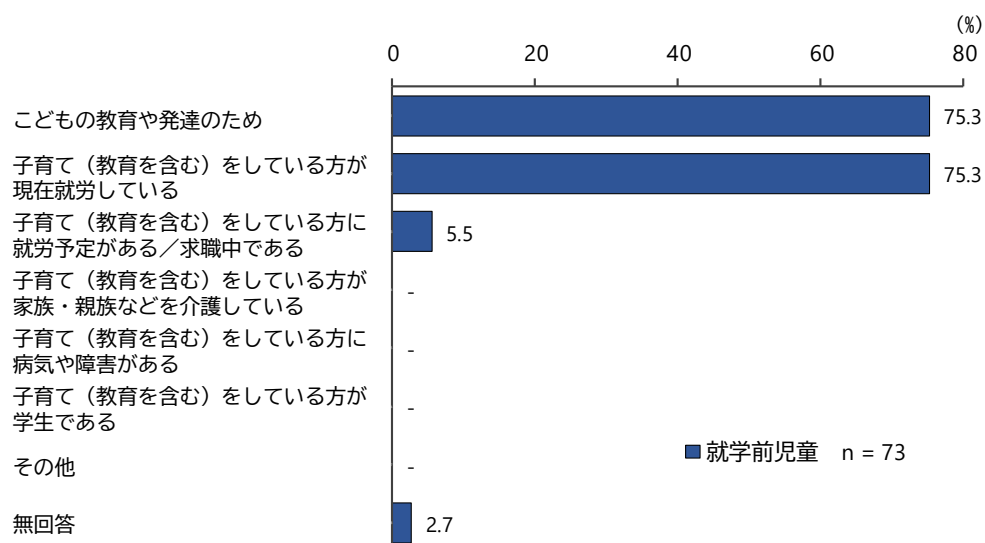
■利用状況

就学前児童保護者の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が約9割を占めており、前回調査と比較すると約7ポイント上昇しています。



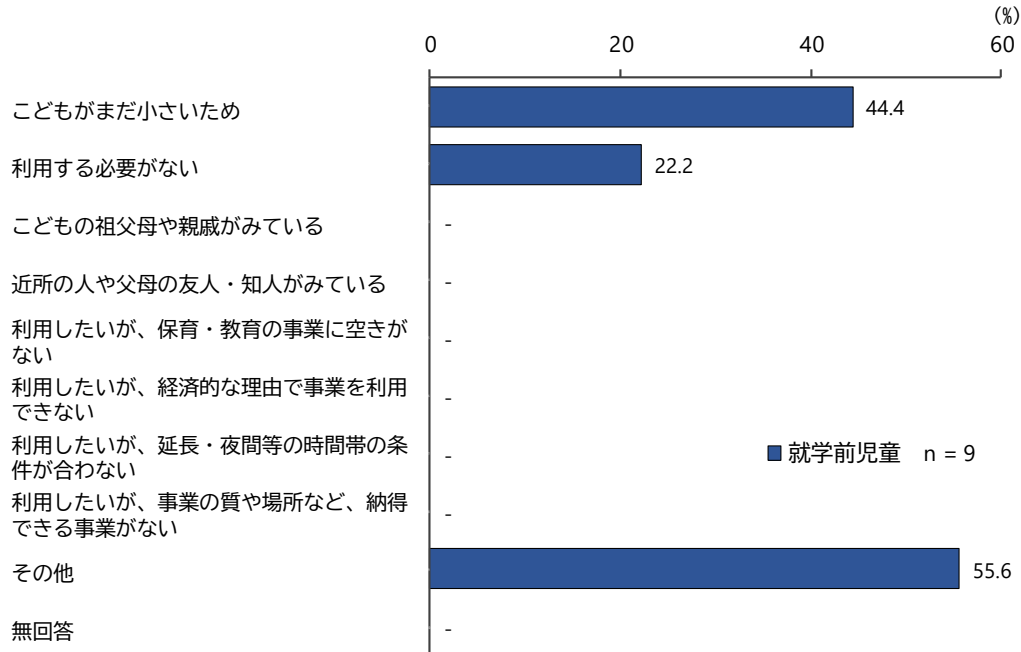
■利用している理由

定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した方の理由については、「こどもの教育や発達のため」、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」がともに約8割と最も高くなっています。



■利用していない理由

定期的な教育・保育事業を「利用していない」と回答した方の理由については、「こどもがまだ小さいため」が約4割と最も高く、次いで「利用する必要がない」となっています。また、「その他」としては、「産休・育休中のため」、「仕事に復帰して利用するか決めたい」といった回答がみられました。



■利用状況と今後の利用希望

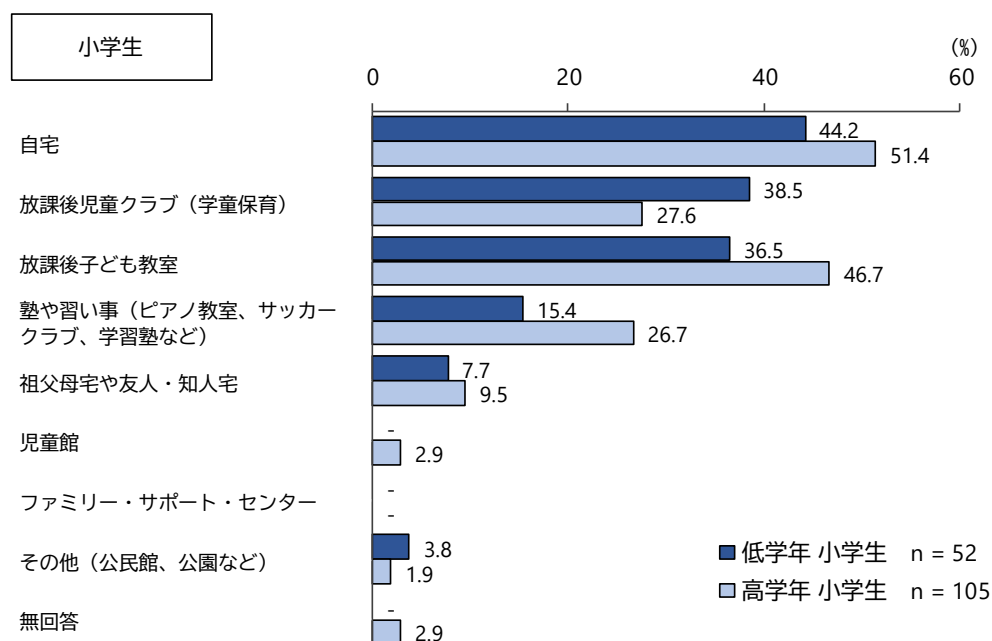
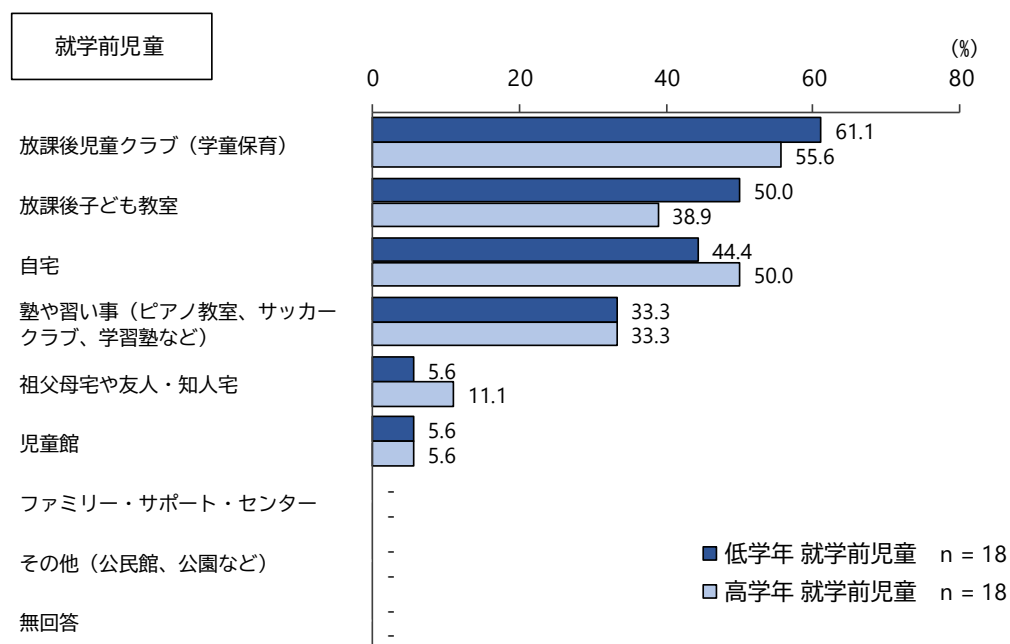
定期的な教育・保育事業の利用状況については、「幼稚園」が約7割と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が約4割となっています。現在の利用状況と今後の利用希望を比較すると、「幼稚園の預かり保育」が約16ポイント増、次いで「認定こども園」が約10ポイント増と差が大きくなっています。



④放課後の過ごし方について

■放課後の居場所の希望

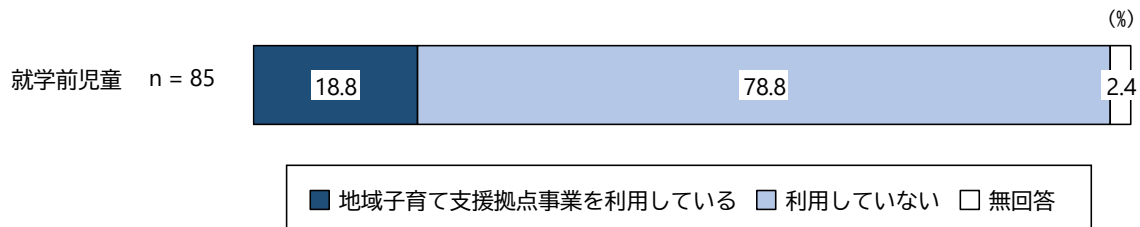
放課後の居場所の希望については、就学前児童保護者では、低学年・高学年ともに「放課後児童クラブ（学童保育）」が最も高くなっている一方、小学生保護者では低学年・高学年ともに「自宅」が最も高くなっています。また、第1位以降の希望は、就学前児童保護者と小学生保護者ともに「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の利用希望が高くなっています。



⑤地域子育て支援拠点事業について

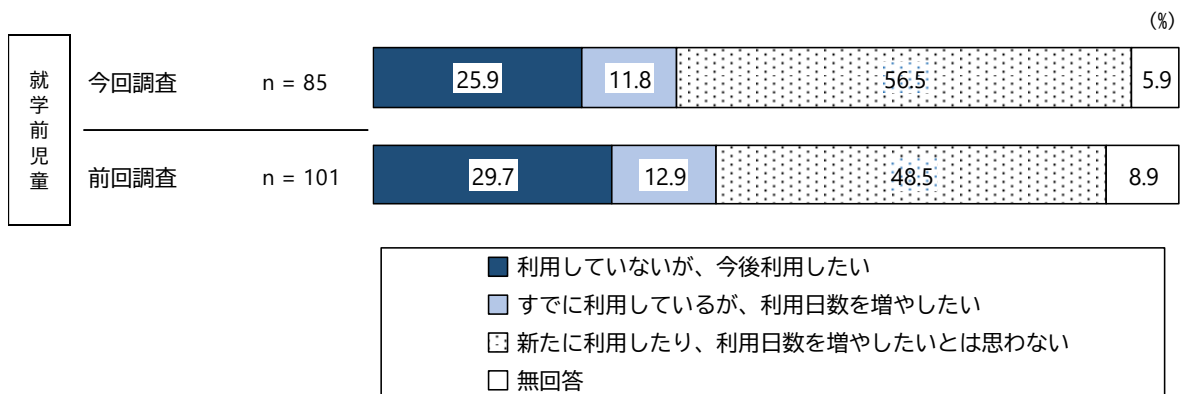
■利用状況

就学前児童保護者の地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「利用していない」が約8割を占めているものの、約2割は「利用している」と回答しています。



■利用希望

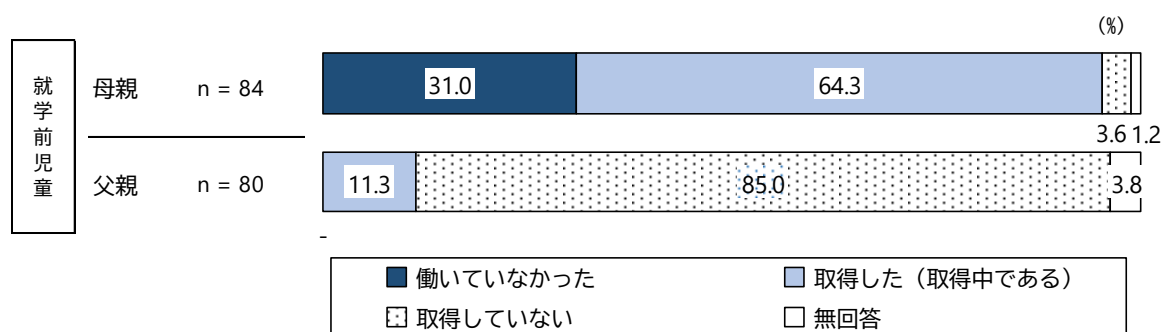
就学前児童保護者の地域子育て支援拠点事業の利用希望については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が約6割を占めているものの、約4割に利用意向（「利用していないが、今後利用したい」＋「すでに利用しているが、利用日数を増やしたい」）がありました。前回調査と比較すると、利用意向は約5ポイント低下しています。



⑥職業生活と家庭生活との両立について

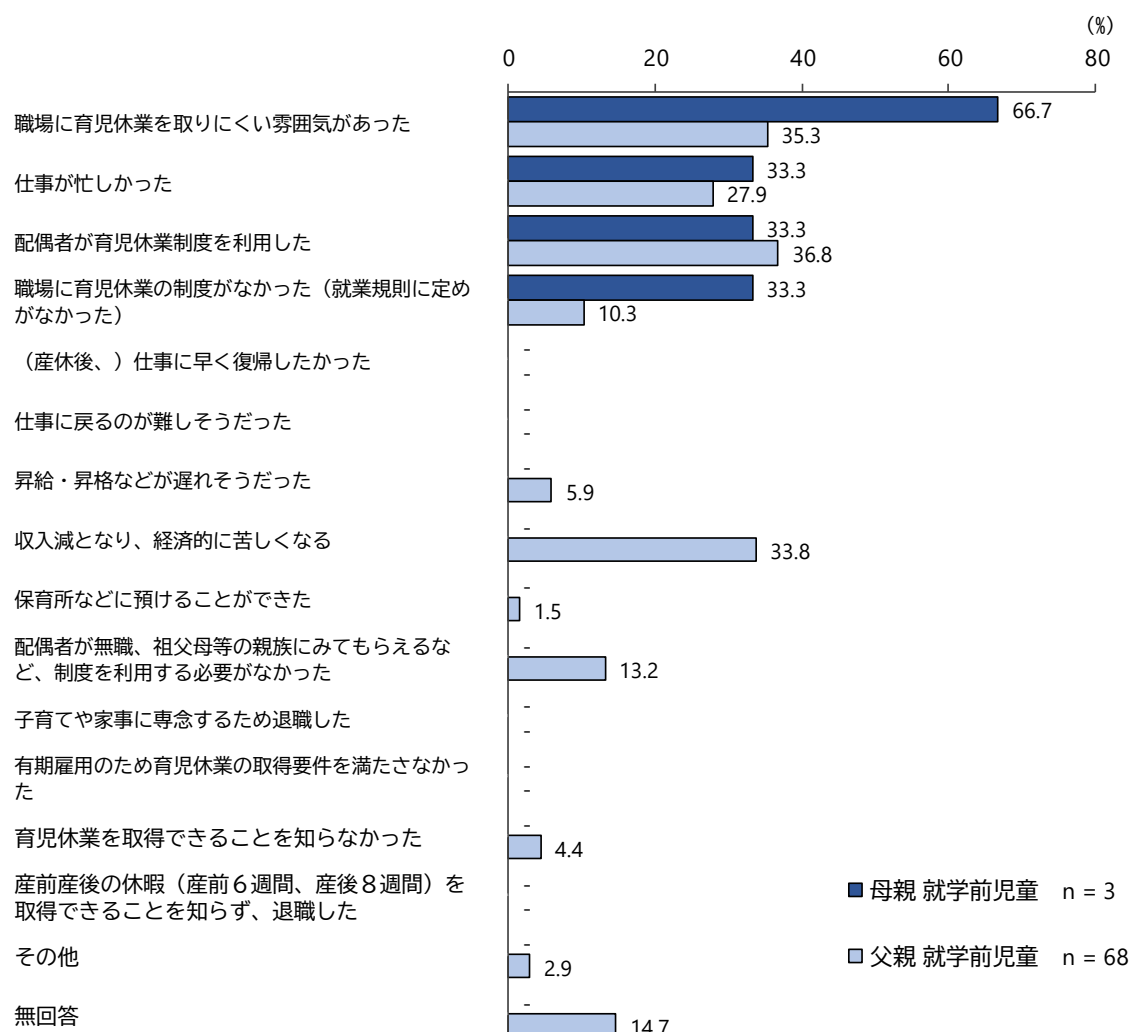
■育児休業制度の取得状況

就学前児童保護者の育児休業制度の取得状況については、母親では「取得した（取得中である）」が6割以上と最も高くなっていますが、父親が育児休業を取得した（している）割合は1割と低くなっています。



■育児休業制度を取得していない理由

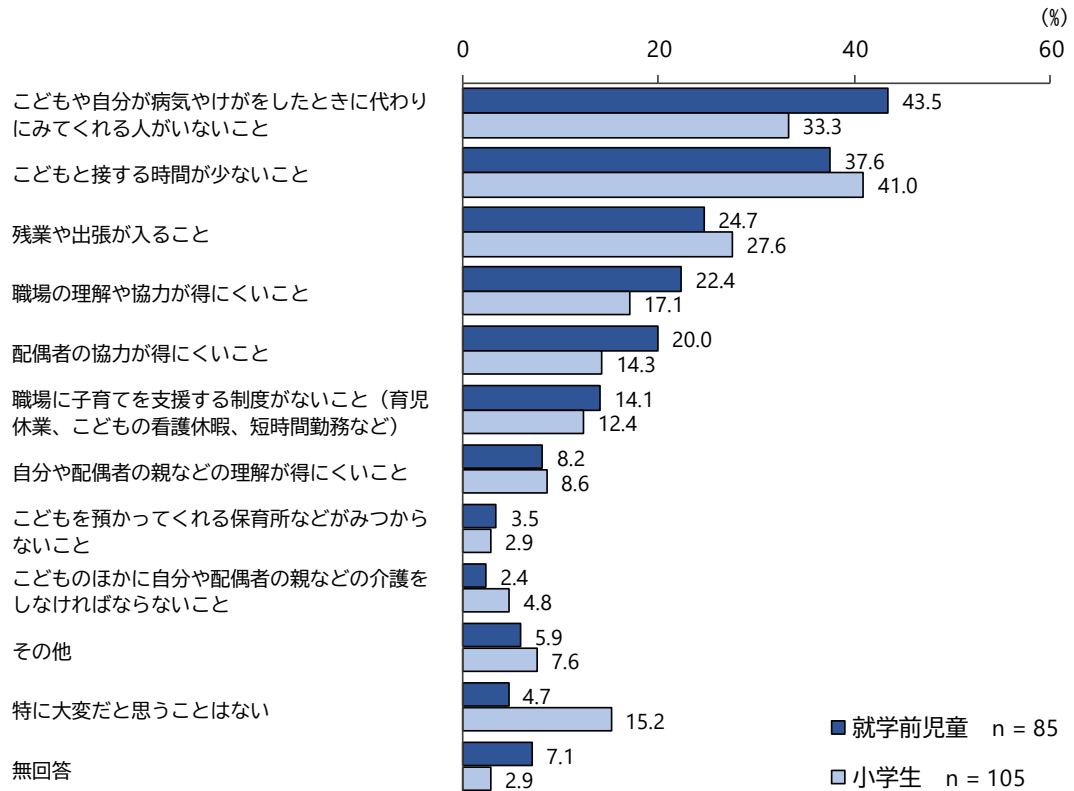
育児休業制度を取得していない理由については、母親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が約7割と最も高くなっています。一方、父親は「配偶者が育児休業制度を利用した」が約4割と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「仕事が忙しかった」といった職場の状況や経済面の不安を理由とする回答が続いています。



⑦子育てに関する環境について

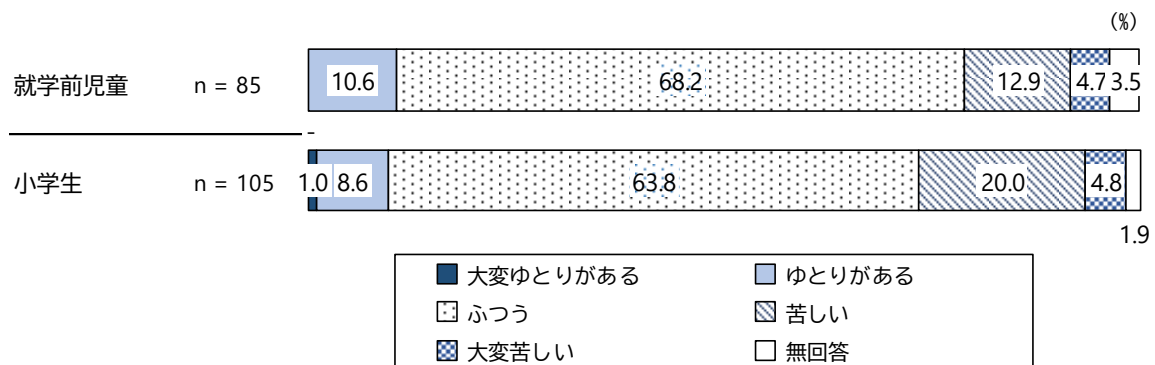
■仕事と子育ての両立で大変なこと

仕事と子育ての両立で大変なことについては、就学前児童保護者では「こどもや自分が病気やけがをしたときに代わりにみてくれる人がいないこと」、小学生保護者では「こどもと接する時間が少ないこと」が最も高くなっています。また、就学前児童保護者では「特に大変だと思うことはない」が1割未満と低くなっていますが、小学生保護者では約2割となっています。



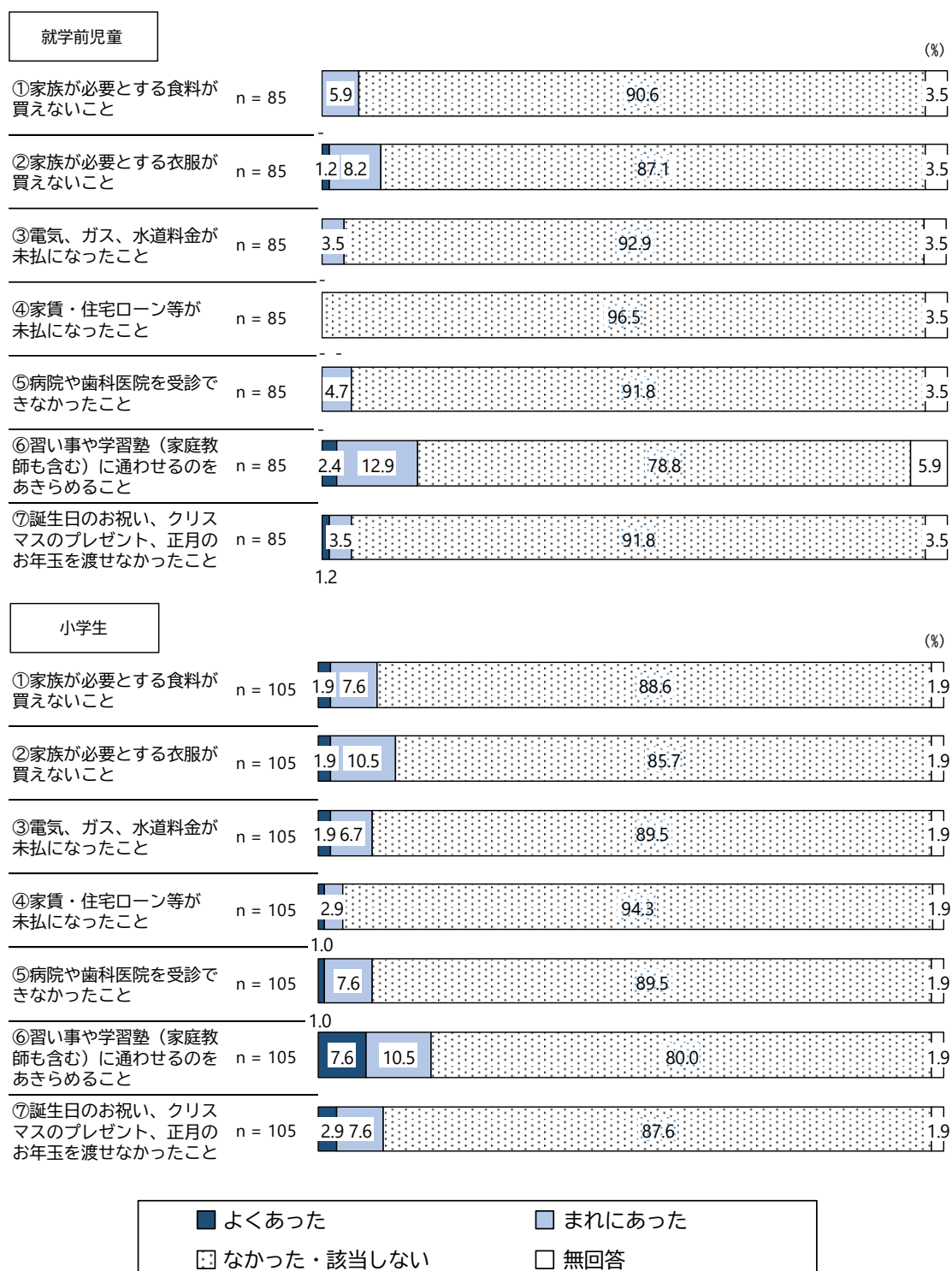
■現在の暮らしの状況

現在の暮らしの状況について、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも「ふつう」が6割以上を占めているものの、小学生保護者では《苦しい》（「苦しい」＋「大変苦しい」）が2割を上回り、就学前児童に比べて5ポイント以上高くなっています。



■経済的な理由による経験の有無

経済的な理由による経験の有無については、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも概ねの項目で《あった》（「よくあった」＋「まれにあった」）は1割を下回る一方で、『⑥習い事や学習塾（家庭教師も含む）に通わせるのをあきらめること』はいずれも約2割と他の項目に比べて高くなっています。また、小学生では他にも『②家族が必要とする衣服が買えないこと』、『⑦誕生日のお祝い、クリスマスのプレゼント、正月のお年玉を渡せなかったこと』で《あった》が1割を上回っており、就学前児童保護者に比べて全ての項目で《あった》が高くなっています。



2 こども・若者の意識に関するアンケート調査

(1) 調査の目的

こども・若者の意識に関わる人生観・幸福感、居場所、他者との関わり方、社会参加、将来像、普段の活動・外出状況、困難に直面した経験、相談・支援、結婚・出産・子育て、経済、就労・働き方など、こども・若者の育成支援に関する状況を把握するために実施しました。

(2) 調査の概要

調査対象者 : 天栄村に居住する

小学5～6年生、中学生 186人 15～39歳 1,030人

実施期間 : 令和6年8月24日(月)～令和6年9月30日(月)まで

調査方法 : 小学5～6年生、中学生 施設配布・郵送回収
15～39歳 郵送配布・回収

■回収結果

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
小学5～6年生、中学生	186票	182票	97.8%
15～39歳	1,030票	261票	25.3%

※グラフ中の比率は小数点第2位以下を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。

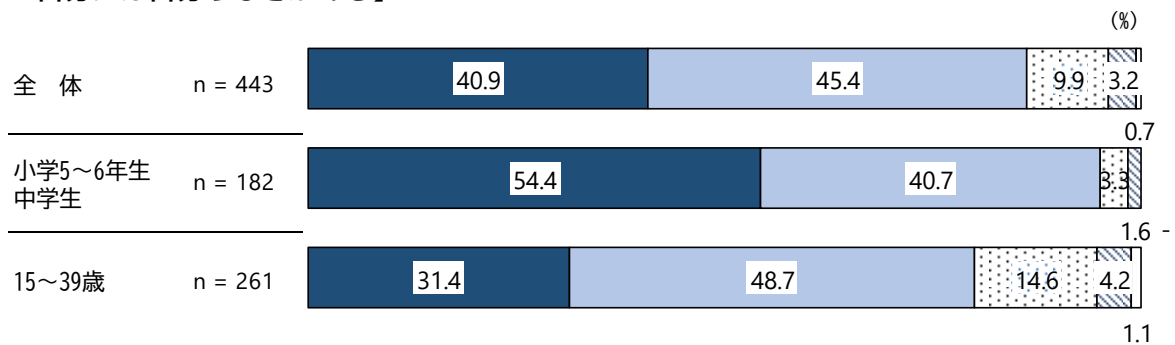
(3) 調査結果の概要

①自己肯定感について

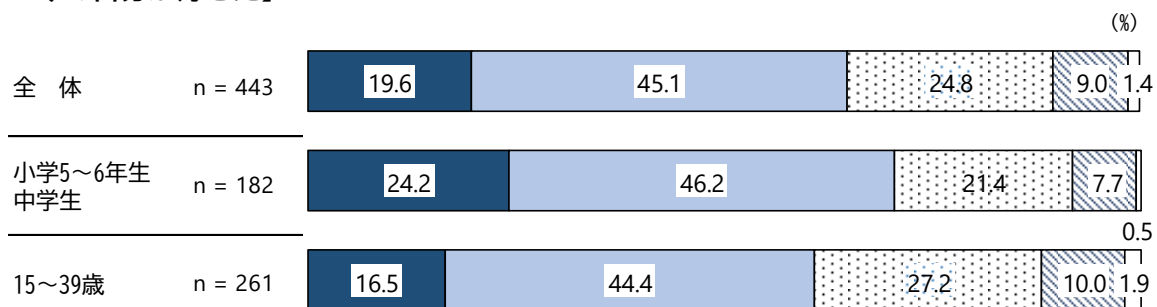
■自分自身をどう思うか

自分自身をどう思うかについては、全体では1～3の全ての項目で《あてはまる》（「あてはまる」＋「どちらかといえばあてはまる」）が6割を上回っています。年齢別にみると、15～39歳では全ての項目で、小学5～6年生・中学生に比べて《あてはまる》が低く、特に『3. 自分の将来について明るい希望がある』では15ポイント以上低くなっており、年齢による自己肯定感の差がみられます。

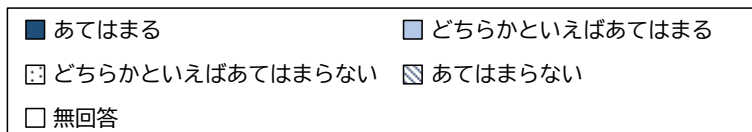
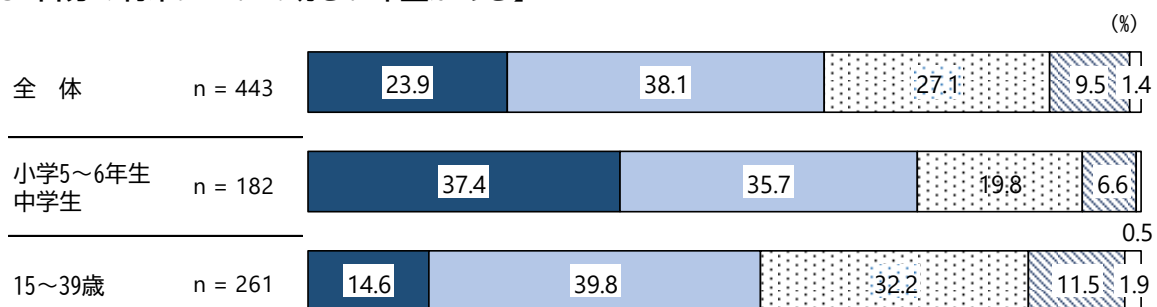
【1. 自分には自分らしさがある】



【2. 今の自分が好きだ】



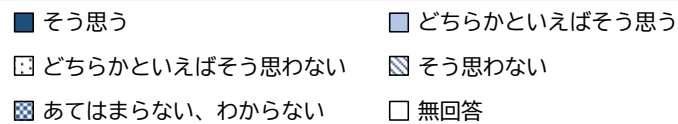
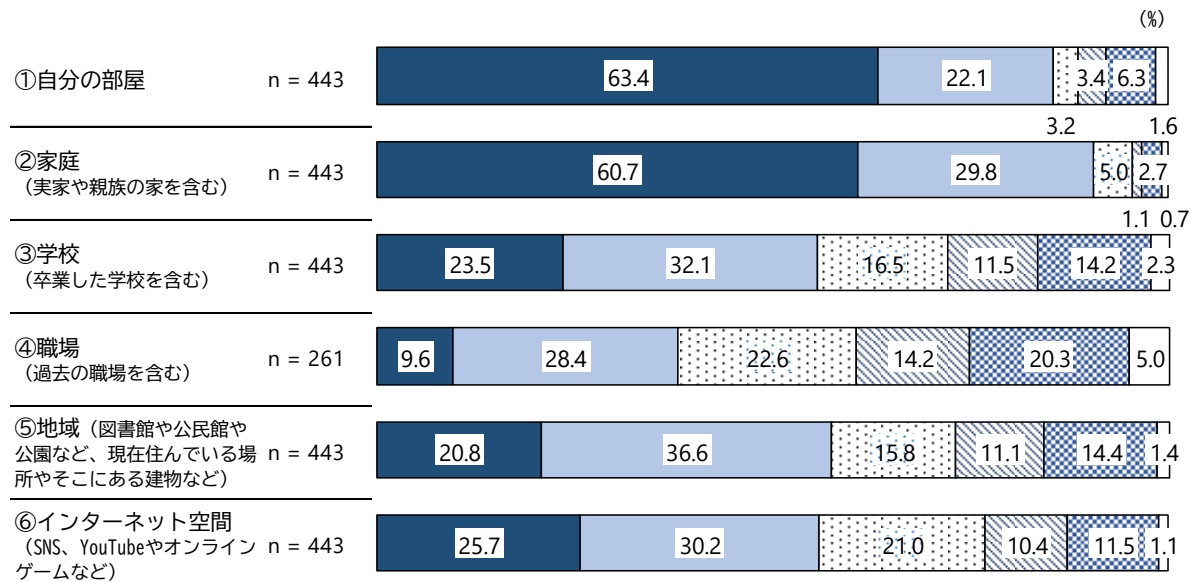
【3. 自分の将来について明るい希望がある】



②こどもの居場所について

■ほっとできる場所

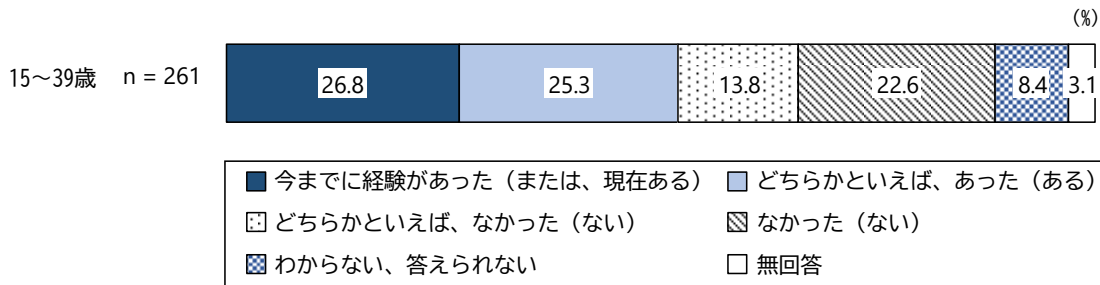
ほっとできる場所については、『①自分の部屋』、『②家庭』では《そう思う》（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）が約9割と高くなっている一方、『③学校』、『⑤地域』、『⑥インターネット空間』は6割を下回っています。また、15～39歳のみを対象とする『④職場』は《そう思う》が4割を下回っています。



③生活や意識について

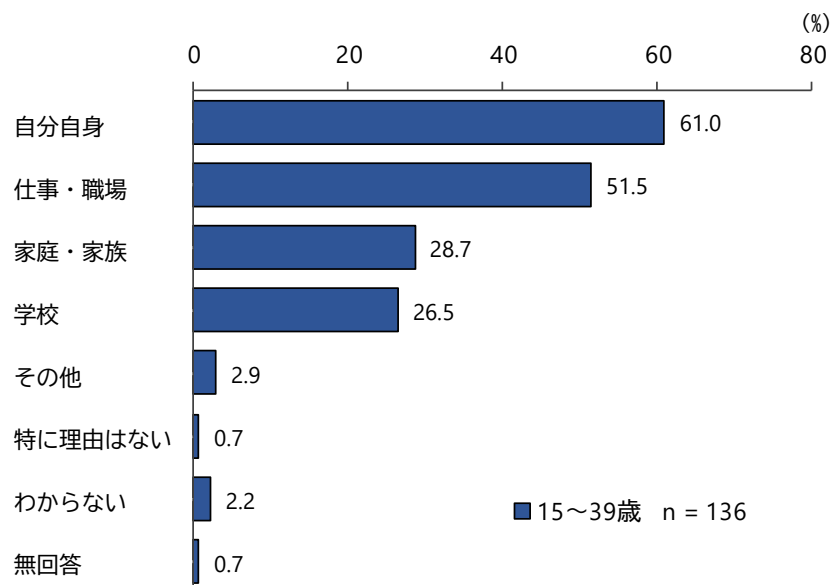
■社会生活や日常生活を円満に送ることができなかった経験の有無

15～39 歳の社会生活や日常生活を円満に送ることができなかった経験の有無については、《あった（ある）》（「今までに経験があった（または、現在ある）」＋「どちらかといえば、あった（ある）」）が半数を超えており、2人に1人が生活を円満に送ることができなかった経験があると回答しています。



■社会生活や日常生活を円満に送ることができなかった経験の主な原因

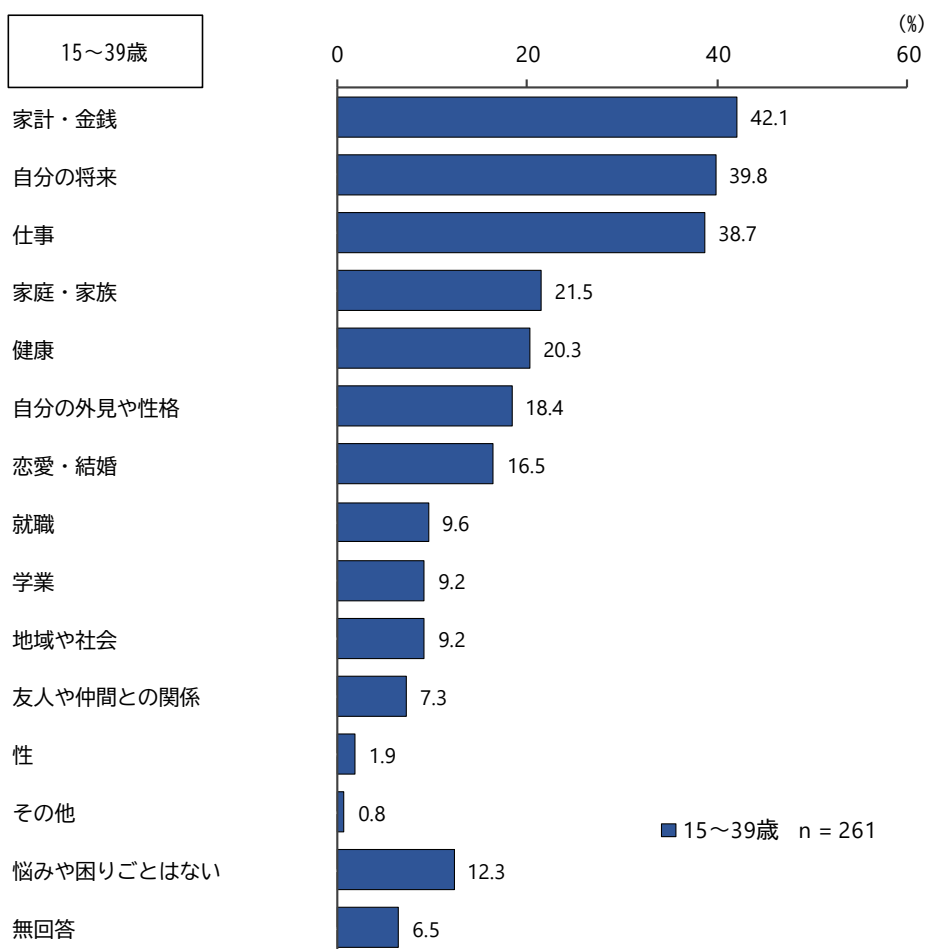
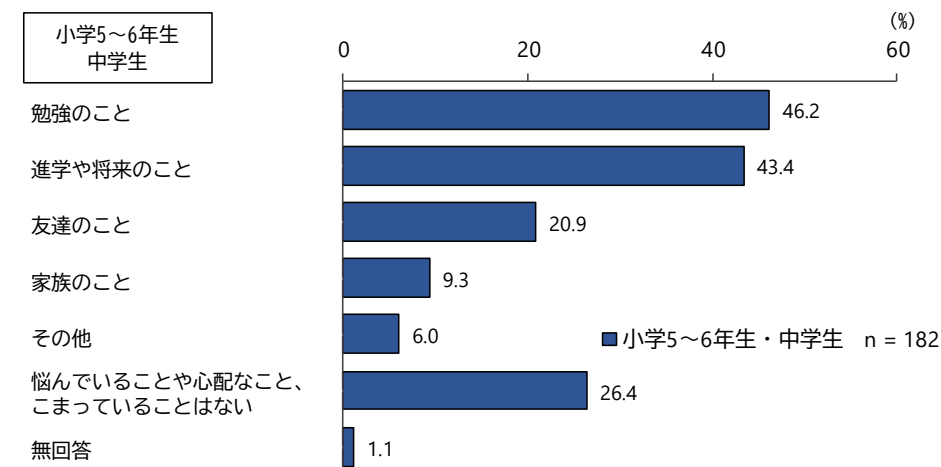
社会生活や日常生活を円満に送ることができなかった経験があると回答した方の主な原因については、「自分自身」が約6割と最も高く、次いで「仕事・職場」と続いています。



■悩みや困りごと

悩みや困りごとについて、小学5～6年生・中学生では、「勉強のこと」が約5割と最も高く、「進学や将来のこと」と続いている一方、約3割が「悩んでいることや心配なこと、こまっていることはない」と回答しています。

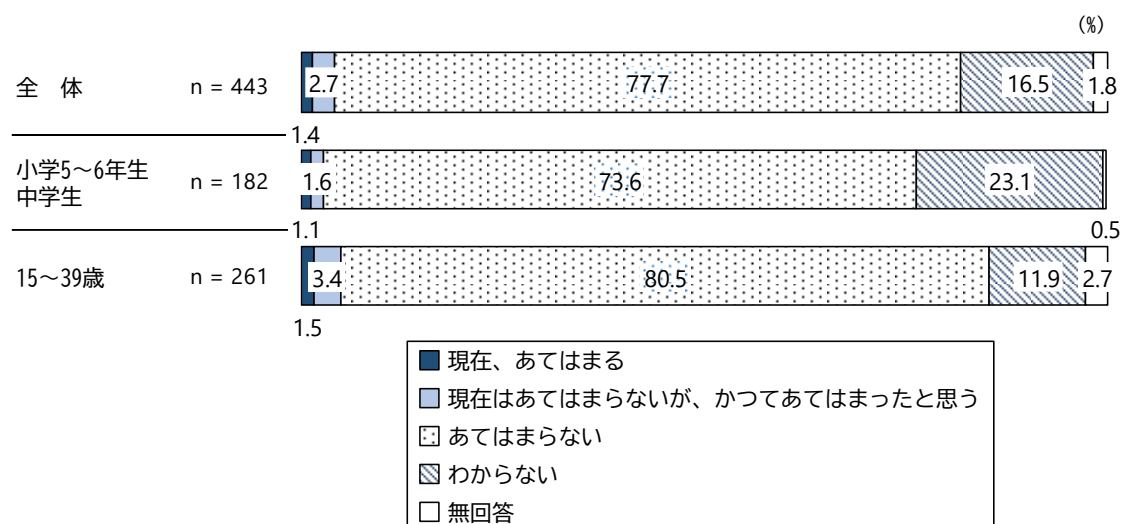
また、15～39歳では、「家計・金銭」、「自分の将来」、「仕事」がいずれも約4割と高くなっている一方、約1割が「悩みや困りごとはない」と回答しています。



④ヤングケアラーについて

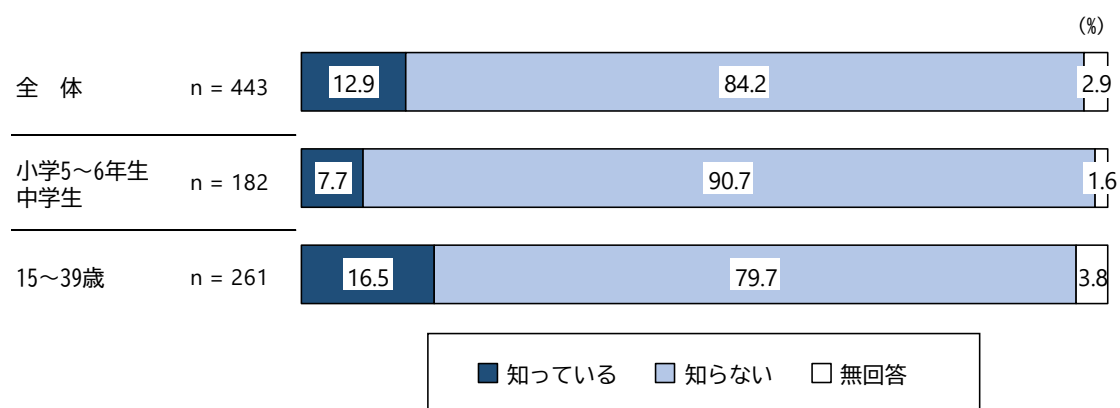
■「ヤングケアラー」（「若者ケアラー」）の該当状況

ヤングケアラー（若者ケアラー）に該当するかについて、全体では「あてはまらない」が7割以上を占めています。年齢別にみても概ね同様の傾向となっていますが、小学5～6年生・中学生では、「わからない」が2割を上回り、15～39歳に比べて10ポイント以上高くなっています。



■「ヤングケアラー」（「若者ケアラー」）の相談先の認知度

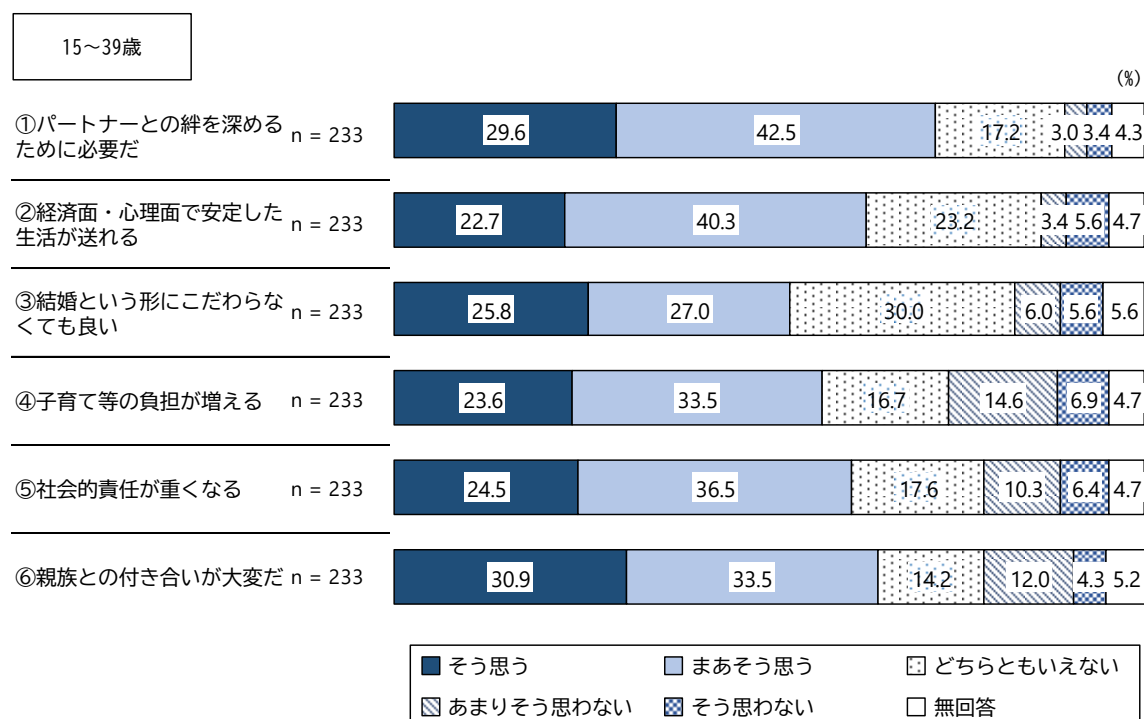
ヤングケアラー（若者ケアラー）の相談先については、全体では「知らない」が8割以上を占めており、「知っている」は約1割となっています。年齢別にみると、小学5～6年生・中学生では、「知らない」が9割を上回り、15～39歳に比べて10ポイント以上高くなっています。一方、15～39歳では「知っている」が約2割と、小学5～6年生・中学生に比べて高くなっています。



⑤結婚について

■結婚に対するイメージ ※この設問は15～39歳の調査票において、18歳以上の方のみを対象としています。

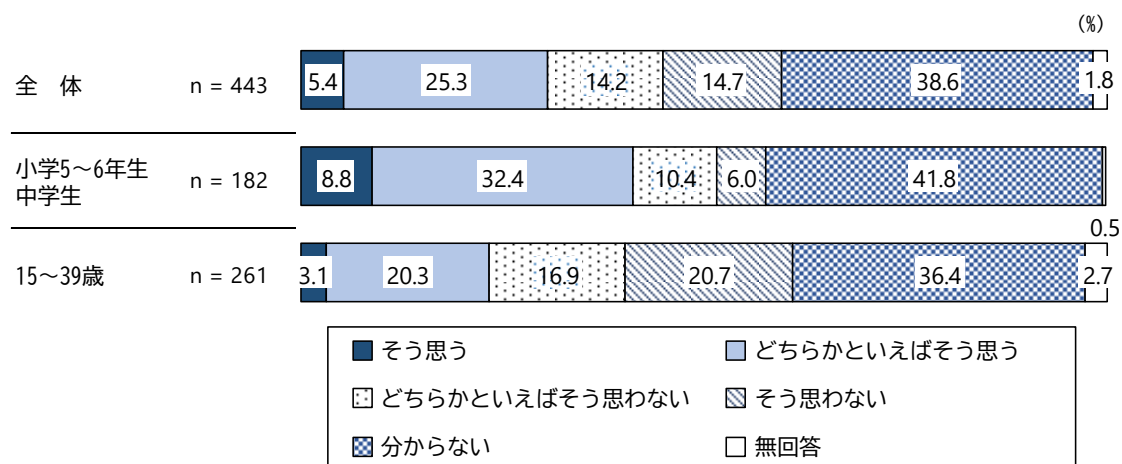
18歳以上の結婚に対するイメージについては、『①パートナーとの絆を深めるために必要だ』、『②経済面・心理面で安定した生活が送れる』では《そう思う》（「そう思う」＋「まあそう思う」）が6割以上と高くなっている一方、結婚へのネガティブなイメージを含んだ項目『⑤社会的責任が重くなる』、『⑥親族との付き合いが大変だ』についても《そう思う》が6割を上回っています。また、同じく『③結婚という形にこだわらなくても良い』、『④子育て等の負担が増える』でも《そう思う》が5割以上と高くなっています。



⑥こどもまんなか社会について

■こどもまんなか社会の実現に向かっていると思うか

こどもまんなか社会の実現に向かっていると思うかについては、全体では《そう思う》（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）が約3割となっています。年齢別にみると、15～39歳では《そう思う》が約2割と、小学5～6年生・中学生に比べて15ポイント以上低く、約4割が《そう思わない》（「そう思わない」＋「どちらかといえばそう思わない」）と回答しています。



第3節 施策の進捗評価

天栄村第二期子ども・子育て支援事業計画は、7つの基本目標と14施策85事業により構成され、その結果として「推進できた」11事業（12.9%）、「推進中である」68事業（80.0%）、「見直しが必要」1事業（1.2%）、「未実施」2事業（2.4%）、「評価不能」3事業（3.5%）という進捗評価となりました。

■第二期計画における施策の進捗評価

施策名		事業数	(A) 推進できた	(B) 推進中である	(C) 見直しが必要	(D) 未実施	(E) 評価不能
計画全体		85	11	68	1	2	3
基本目標1 地域における子育ての支援		22	5	15	0	1	1
	基本施策1 地域における子育て支援サービスの充実	11	4	7	0	0	0
	基本施策2 保育サービスの充実	7	1	4	0	1	1
	基本施策3 児童の健全育成事業	4	0	4	0	0	0
基本目標2 母性並びに乳幼児の健康の確保・増進		25	1	24	0	0	0
	基本施策1 子どもや母親の健康の確保	20	1	19	0	0	0
	基本施策2 「食育」の推進	3	0	3	0	0	0
	基本施策3 小児医療の充実	2	0	2	0	0	0
基本目標3 子どもの心身の豊かな成長に資する教育環境の整備		12	1	8	1	0	2
	基本施策1 家庭や地域力の向上	12	1	8	1	0	2
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備		1	0	1	0	0	0
	基本施策1 快適な生活空間の整備	1	0	1	0	0	0
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の支援		4	1	2	0	1	0
	基本施策1 仕事と子育ての両立支援の推進	4	1	2	0	1	0
基本目標6 子ども等の安全の確保		11	3	8	0	0	0
	基本施策1 子どもを見守る地域の連携	4	2	2	0	0	0
	基本施策2 子どもの安心・安全の確保	7	1	6	0	0	0
基本目標7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進		10	0	10	0	0	0
	基本施策1 児童虐待防止の充実	2	0	2	0	0	0
	基本施策2 母子家庭等の自立支援の推進	4	0	4	0	0	0
	基本施策3 障がい児施策の充実	4	0	4	0	0	0

第4節 本村の課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果等に基づき7つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

【課題1】 こどもや子育て家庭への切れ目のない支援と相談体制の充実

周囲に子育ての協力者がいない保護者の存在が確認できたことから、今後も、各家庭の生活状況やニーズに沿った子育て支援策が必要です。また、親族へこどもを預けることに不安を抱く保護者に対しても、身近な場所で気軽に利用できるサービスを提供する必要があります。

気軽に相談する相手がない保護者に対して、相談先として行政窓口のほか、地域の保育施設等との連携を含め保護者が利用しやすい環境づくりを推進し、育児に負担や不安、孤独感を抱えている全ての保護者を支える仕組みを構築する必要があります。

【課題2】 子育て環境の変化に合わせた多様な支援の充実

共働き世帯、就労する保護者の増加とともに、教育・保育事業の利用も増加しています。こどもの病気のほか、子育て中の突発的事態への対応や親のリフレッシュのために、病児保育や一時預かりを含む多様な保育サービスを安心して利用できること、また、就園していないこどもに対しては、他のこどもと交流する機会を提供するなど、多様な保育・教育ニーズに対応するための提供体制の確保や保護者に寄り添ったサービスを提供する必要があります。

【課題3】 子育てと仕事を両立しやすい環境づくり

今後は共働き家庭の増加に伴い、仕事と子育てを両立するための更なる支援の充実が必要です。共働き・共育てや、男性の家事・子育てへの参加促進・拡大などの推進について検討していく必要があります。また、育児に対する意識改革や柔軟な働き方を可能とする休暇制度の拡充など、安心して子育てができる職場環境づくりを働きかけていくことが必要です。

【課題4】 経済的負担の軽減

生活が苦しいと感じている保護者が2割程度存在し、経済的な理由によるこどもへの経験の影響も確認されました。全てのこどもと家庭が安心して毎日を過ごすことができるよう、保護者の就労の安定や経済的な支援等の充実を図るとともに、保護者の心身の負担が軽減されるよう、貧困・困難を抱える子育て家庭を支えていく必要があります。

【課題5】 地域で安心して過ごせるこどもの居場所づくりの拡充

安心して過ごせる居場所について、「学校」や「地域」と回答したこどもの割合は、6割を下回っている結果となりました。こども食堂など、こどもたちが安心して過ごせる居場所の選択肢を、こどもが利用しやすい地域内で提供できる体制を整備する必要があります。

核家族化等により地域とのつながりが希薄になっている現在、家や学校以外でこどもが安心して過ごすことができ、様々な世代とつながることのできる居場所づくりが重要です。地域行事や文化的体験の機会、公園や遊び場などの環境を整備することにより、こどもや子育て世帯が安心して交流できるような地域コミュニティを高めることが求められます。

また、低学年のこどもの放課後の居場所としては、保護者の多くが放課後児童クラブの利用を希望しています。就労している保護者が増加し、こどもを安心して預けられる場所のニーズは高くなっています。生活状況やこどもの年齢によって保護者のニーズは変化するため、こどもの成長につながる事業と、そのための人材確保など受け入れ体制の充実が求められます。

【課題6】 こども・若者へ向けた切れ目ない支援

社会生活や日常生活を円滑に送れなかった経験のある人の存在が確認されています。成長の基盤となる資質、能力を獲得するには、学力の向上や豊かな心、健やかな体を育成するとともに、安全に安心して過ごせる居場所を持ち、学びや遊びを通じて幸せな状態で成長し、自分らしく社会生活を営むことができるよう切れ目のない支援をしていくことが必要です。

障がい、貧困、不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなど、こども・若者を取り巻く課題は複雑化しています。それぞれが抱える悩みに寄り添った支援を受けられる体制の構築とともに、周囲の人が気づき・支えることができるよう啓発したり、相談機関や窓口の周知等を行っていく必要があると考えられます。

また、少子高齢化や核家族化、未婚化・非婚化などを背景に単身世帯が増加し、他者との交流が少なくなることで孤独・孤立が生まれやすい社会となっています。結婚に対するイメージでは、結婚に対して負担が重くなる、親族との付き合いが大変だ、などの否定的なイメージがある回答も見受けられました。行政では、結婚やその先にある子育てに対する喜びや感動を発信し、若者が家庭を築くことに希望を持つことができるような取組を行うことが重要です。また、経済状況や労働環境は、結婚や出産などのライフステージにおける選択に大きな影響を及ぼします。結婚生活を負担と捉える若者が前向きに検討できるように、結婚や子育てに係る補助事業の充実とともに、子育てと仕事を両立しやすい職場づくりの推進が必要です。

【課題7】 「こどもまんなかまちづくり」の推進

全てのこども・若者は命が守られ、いかなる理由でも差別されず、一人の人間として尊重される権利を有しています。一方で、「こどもまんなか社会」に向かっていると感じている人が少なくなっていることが分かりました。今後はこども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こども・若者の最善の利益を第一に考えた環境づくりや、こども・若者、子育て当事者が、安心して意見表明できる機会を設け、こどもを全ての施策の中心に捉える「こどもまんなかまちづくり」を推進していくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念



こども基本法及びこども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を、こども・若者の声を取り入れながら目指していくことが掲げられています。

次代の社会を担う全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指していくほか、こどもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体としてこども施策に取り組むことが重要です。

このような状況に対応していくため、本計画では、こどもが個人として尊重され、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め支援するとともに、全てのこどもや若者が心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができ、全ての人がこどもと一緒に元気に過ごせる村、「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、上記の通り基本理念を定めます。

第2節 基本的な方針

基本理念の実現に向け、以下の4つの計画推進の基本的方針とします。

(1) こども・若者を権利の主体として尊重し、「こどもまんなか社会」の実現を目指します

全てのこども・若者は未来を担う存在であり、多様な人格を持った個としていかなる差別的な扱いを受けることなく、一人の人間として尊重される権利を有しています。こうしたこども・若者の人権を尊重しつつ、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こども・若者の最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めます。そして、こどもや若者、子育て当事者が、安心して意見表明できる機会を設け、こども・若者を全ての施策の中心に捉える「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

(2) こども・若者・子育て当事者のライフステージに応じて切れ目ない支援を推進します

乳幼児期から学童期・思春期・青年期・成人期へと続くライフステージに応じて、こども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、社会全体で切れ目なく支援します。こどもの育ちは乳幼児期から連続性を持つものであることを理解し、一人一人の発達に応じた教育・保育や子育て支援の安定的な提供を行うことを目指します。また、子育て当事者が経済的な不安や孤立感、仕事との両立に悩むことなく切れ目なく支えていくことは、同時に若い世代にとっても子育てへの安心感や見通しを持つことに繋がることから、切れ目のない支援を推進します。

(3) 若い世代が結婚・出産・子育てを含め、将来に希望を持って生きられる社会の実現を目指します

個人の多様な価値観と自由な意思決定を前提として、若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、職場や地域社会全体で支えていくよう、共働き・共育での推進、男性の家事や子育てへの参画、固定的性別役割分担意識の解消などに向けた意識改革に取り組みます。そして、何よりも若い世代が自らの将来に希望を持って生きられるよう、将来にわたる経済的基盤の確保や自立に向けた支援を推進します。

(4) 困難な状況にある全てのこども・若者や家庭の課題やニーズへの支援を推進します

全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするためには、貧困と格差の解消を図り、良好な生育環境を確保することが重要です。このため、ひとり親家庭など困難な状況にあるこども・若者や家庭の様々な課題やニーズに応じた支援を推進します。また、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立といった課題の背景にある複合的な要因に対して、保護者への支援も含め、地域の関係機関や民間団体等との連携による重層的な支援体制の構築を図ります。

第3節 施策体系

基本理念

こどもの夢 若者の希望を みんなで支える村 てんえい

基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として尊重し、「こどもまんなか社会」の実現を目指します
- ②こども・若者・子育て当事者のライフステージに応じて切れ目ない支援を推進します
- ③若い世代が結婚・出産・子育てを含め、将来に希望を持って生きられる社会の実現を目指します
- ④困難な状況にある全てのこども・若者や家庭の課題やニーズへの支援を推進します

【基本目標】

【施策の展開】

基本目標1

こども・若者の意見や権利を尊重し、心豊かに成長できる村づくり

- (1) こどもの権利の尊重と普及啓発
- (2) こども・若者の意見表明と社会参画の推進
- (3) 多様な体験機会の拡大
- (4) いじめ防止と不登校のこどもへの支援

基本目標2

安心してこどもを生み、子育てができる村づくり

- (1) 妊娠前から妊娠期、出産、子育て期までの切れ目ない保健・医療の確保
- (2) こどもの育ちの保障と遊びの充実
- (3) 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援
- (4) 共働き・共育での推進
- (5) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

基本目標3

こども・若者が将来に希望を持って、自分らしく生きることができる村づくり

- (1) こども・若者が活躍できる機会づくり
- (2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- (3) 出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実
- (4) 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの払拭
- (5) こどもの安心・安全の確保
- (6) 豊かな学びを支える教育の充実
- (7) こどもの居場所づくり

基本目標4

困難を有するこども・若者とその家族が適切な支援を受けられる村づくり

- (1) こどもの貧困対策の推進
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 障がいのあるこども・若者への支援
- (4) 児童虐待防止対策の推進
- (5) 困難に直面するこども・若者やその家族への支援

第4章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の意見や権利を尊重し、心豊かに成長できる村づくり

主な課題：7

(1) こどもの権利の尊重と普及啓発

大人だけでなく、こども・若者自身が自らを生存や発達、保護、参加・参画といった権利を行使する主体であると認識し、一人一人の幸せを第一に考え、今とこれからにとっての最善の利益を図ることが必要です。今後は、人権擁護委員が中心となり、各学校での人権教室などの取組を推進します。

■主な事業

①人権教室	担当課:住民課
○人権擁護委員が学校等に出向いて「人権教室」を実施し、命の大切さや、お互いの違いを理解し認め合う「心のバリアフリー」の大切さなど、こどもたちに人権の大切さを伝えていきます。	

(2) こども・若者の意見表明と社会参画の推進

こども・若者の主体的な社会参画に向け、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

■主な事業

①こどもの意見聴取に関する取組	担当課:健康福祉課 福祉係
○こども・若者たちから意見や考えを聴き、こども施策に反映することを目的として、計画策定や事業検討に際してアンケート等の実施を推進します。	

(3) 多様な体験機会の拡大

こども・若者にとって安全・安心な活動場所を確保するとともに、文化活動、読書活動、ボランティア活動など、多様な体験活動の推進と充実に努めます。

また、地域や学校、民間団体等とも連携・協働して、学習や様々な体験・交流活動を定期的・継続的に提供できるよう努めるとともに、「こどもの夢 若者の希望を みんなで支える村 てんえい」の意識の醸成と環境づくりを進めます。

■主な事業

①各種生涯学習事業	担当課:教育委員会/生涯学習課
○心身ともに調和のとれた人間として成長し、心豊かな人間性を育ていくため、「スキー・スノーボード教室」や「てんえいアクティビティクラブ」、「歴史学び教室」、「スポーツ少年団」などの各種生涯学習事業を通して、郷土の自然や歴史に触れながら地域住民との交流を図る機会を設けていきます。	

(4) いじめ防止と不登校のこどもへの支援

学校や医療機関などの関係機関と連携した組織的な支援体制を構築します。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、全てのこどもが教育を受ける機会を確保するための取組を普及・推進していきます。

■主な事業

①適応指導教室(「ほっとルーム」)	担当課:教育委員会/教育課
○村立小・中学校在籍の、心理的な要因で長期欠席の状態にある小・中学生を対象に、スクールソーシャルワーカーや指導員等が本人の状況に即した学習や教育相談等を行うことにより、情緒的な安定を図り、ゆるやかな学校復帰を支援します。	

基本目標2 安心して子どもを生み、子育てができる村づくり

主な課題：1、2、3、4

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、子育て期までの切れ目ない保健・医療の確保

妊娠・出産・子育てに負担感や不安を抱えている多くの若い世代が、安心して妊娠・出産・子育てできるよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない保健・医療の体制を充実します。また、次代を担う子ども・若者に関しても、生涯を通じて心身ともに健康に過ごせるよう、健康相談の実施や関係機関との連携のもと医療体制の充実に努めます。

■主な事業

①こども医療費助成事業	担当課:健康福祉課 福祉係
○18歳までのこどもにかかる医療費の無償化を実施します。	
②こども家庭センター(利用者支援事業)	担当課:健康福祉課 健康増進係
○健康保健センター内に「天栄村こども家庭センター」を設置し、18歳未満のすべてのこどもと子育て世帯、妊産婦を対象に、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談・支援を行います。また、母子保健と児童福祉の両機能が一体となって必要な情報提供やサポートを行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	
③各種制度の情報提供	担当課:健康福祉課 健康増進係
○母子健康手帳の記録や子育て情報をスマートフォンで簡単にサポートする電子母子手帳サービス「てんえいママサポアプリ」を活用し、必要な情報をタイムリーに発信します。	
④乳幼児健診、乳児(新生児)訪問・指導	担当課:健康福祉課 健康増進係
○1 か月児健診、3～4 か月児健診、赤ちゃん健診(概ね 6～7 か月児と 9～10 か月児に各 1 回)、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診を実施します。	
⑤歯科健診・歯科指導・むし歯予防教室事業	担当課:健康福祉課 健康増進係
○歯科医師・歯科衛生士による、歯科健診・むし歯予防教室を行います。	
⑥予防接種事業・予防接種勧奨通知	担当課:健康福祉課 健康増進係
○定期予防接種・任意予防接種の助成を行います。	
⑦養育医療費助成事業	担当課:健康福祉課 福祉係
○医師が入院を必要と認めた未熟児が指定養育医療機関に入院した場合に、医療費や食事療養費等の費用を給付します。	
⑧妊産婦健康診査	担当課:健康福祉課 健康増進係
○村に住所のある妊婦さんの健康管理のために、妊婦健康診査を 15 回、産婦健康診査を2回補助します。	
⑨妊婦訪問事業	担当課:健康福祉課 健康増進係
○妊娠 30～32 週頃に保健師が訪問し、出産や子育てに向けての準備や手続きについて情報提供します。その際に、元気な赤ちゃんの誕生と健やかな成長を願い、村から育児用品のプレゼントをお渡しします。	
⑩新生児聴覚検査	担当課:健康福祉課 健康増進係
○赤ちゃんの聴覚検査の費用を助成します。	

⑪乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	担当課:健康福祉課 健康増進係
○保健師が家庭訪問し、乳児の発達・栄養・生活環境・疾病予防等、指導や相談を実施します。	
⑫フッ化物洗口事業・フッ化物歯面塗布事業	担当課:健康福祉課 健康増進係
○幼稚園年中～中学3年生までを対象に週 1～2 回フッ化物洗口を実施します。 ○1 歳～5 歳未満までを対象に、フッ化物歯面塗布の費用助成を実施します。	

(2) こどもの育ちの保障と遊びの充実

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていきます。保護者が安心して子育てができると同時に、こどもが健やかに社会の中で育まれるよう、利用者の視点に立った教育・保育及び子育て支援サービスの量的かつ質的な充実に努めます。

■主な事業

①産後ケア事業	担当課:健康福祉課 健康増進係
○産後のお母さんの育児不安や負担を軽減するため、村が委託している助産所や医療機関において、お母さんと赤ちゃんのケアや授乳指導・育児相談等を受けることができる産後ケア事業を実施します。また、助産師が自宅へ訪問しケアを受けることもできます。	
②産前産後ヘルパー派遣事業	担当課:健康福祉課 健康増進係
○産前産後の家事や育児の支援が必要な家庭にヘルパーを派遣し、安心して子育てができるようサービスを提供します。	
③通常保育事業	担当課:健康福祉課 福祉係
○天栄保育所にて保育の必要性のあるこどもの保育を行います。また、提供体制の確保を図ります。	
④一時預かり(一時保育)事業	担当課:健康福祉課 福祉係
○保護者のリフレッシュのため、または保護者の都合(病気や出産・冠婚葬祭等やむを得ない事情)により家庭での保育が困難な時に、わんぱく広場(健康保健センター内)にて、一時預かり事業を実施します。	
⑤幼稚園預かり保育事業	担当課:教育委員会/教育課
○天栄幼稚園・湯本幼稚園にて働く保護者のための地域における子育て支援体制により、預かり保育を実施します。天栄幼稚園は土曜日・長期休業日の預かりも実施します。	
⑥病児保育事業	担当課:健康福祉課 福祉係
○郡山市と協定し、病気または病気の回復期にあるが集団保育が困難な児童で、保護者が勤務等の都合により家庭で保育できない児童をお預かりする「病児保育の広域利用」を実施しています。また、天栄保育所での病児保育の提供ができるよう環境整備及び人員確保に努めます。	
⑦保育所相談窓口の設置	担当課:健康福祉課 福祉係
○保育所を利用している児童またはその保護者からの相談に対し、円滑、円満な解決の促進や相互の信頼、適正性を図ります。	
⑧こどもにやさしい施設整備	担当課:健康福祉課 福祉係
○新たに施設整備や改修を行う際に、ベビーベッドや、こどもが利用しやすいトイレなどの整備に努めます。	

(3) 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援

地域全体での子育てを推進するため、地域の実情に応じた多様な支援サービスを提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行い、保護者の育児に関する負担軽減を図ります。

■主な事業

①地域子育て支援拠点（わんぱく広場）事業	担当課：健康福祉課 健康増進係
○就学前のこどもとその保護者が無料で利用できる屋内遊び場として、「わんぱく広場（健康保健センター内）」を設置し、保育士による相談支援も行います。	
②こども家庭センター（利用者支援事業）【再掲】	担当課：健康福祉課 健康増進係
○健康保健センター内に「天栄村こども家庭センター」を設置し、18歳未満のすべてのこどもと子育て世帯、妊産婦を対象に、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談・支援を行います。また、母子保健と児童福祉の両機能が一体となって必要な情報提供やサポートを行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	
③心の健康相談会	担当課：健康福祉課 健康増進係
○公認心理師を派遣し、子育て等に不安や困り感がある方が相談できる場として心の健康相談会を実施します。	

(4) 共働き・共育での推進

男女ともに希望通り気兼ねなく育児休業制度を取得できるような職場環境づくりの働きかけを進め、仕事と子育てを両立できるよう取組を促進します。

■主な事業

①「天栄村男女共同参画計画」の推進	担当課：総務課
○全ての個人が、互いにその人権を尊重し性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、男女共同参画計画の推進を図ります。	
②就労環境の改善のための広報・啓発活動	担当課：健康福祉課 福祉係
○男性も家庭でしっかりとこどもと向き合う時間が持てるよう、国や県との連携を図りながら、働き方の見直し等の啓発を行います。	

(5) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

誰もが必要な子育てサービスを受けることができるよう、子育て家庭等の経済的負担を軽減するための助成を行います。また、制度の周知を行い、円滑な利用促進や支給漏れの無いように努めます。

■主な事業

①妊婦支援給付金	担当課：健康福祉課 福祉係
○妊娠期の負担軽減のため、妊婦であることの認定後及び妊娠しているこどもの人数の届出後に給付金を支給します。	
②妊婦にやさしい遠方出産支援助成事業	担当課：健康福祉課 健康増進係
○最寄りの分娩施設等までのおおむね 60 分以上の移動が必要な妊婦さんが、安全・安心に出産できるように、出産時にかかる交通費や宿泊費の一部を助成します。宿泊費については、同伴者も一部助成します。	

③チャイルドシート購入補助	担当課:総務課
○乳幼児の死傷事故の防止を図るとともに、子育て家庭への経済的負担の軽減を目的に、チャイルドシートを購入した保護者を対象に補助金を助成します。	
④子宝祝金支給事業	担当課:健康福祉課 福祉係
○出生児が誕生後、引き続き1年以上村内に住所がある父母等を対象に祝金を支給します。	
⑤児童手当	担当課:健康福祉課 福祉係
○18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に児童手当を支給します。	
⑥保育料無償化	担当課:健康福祉課 福祉係
○村で保育の必要性の認定を受け、保育所等に入所することの保育料を無償化します。	
⑦こども医療費助成事業【再掲】	担当課:健康福祉課 福祉係
○18歳までのこどもにかかる医療費の無償化を実施します。	
⑧てんえいジュニア応援金	担当課:健康福祉課 福祉係
○中学校卒業時に、高校入学等の準備金として上限5万円を支給します。(該当要件あり)	
⑨幼稚園・小学校給食費無償化	担当課:教育委員会/教育課
○村内幼稚園及び村内小学校の給食費を無償化します。	
⑩すくすく家庭保育応援金	担当課:健康福祉課 福祉係
○3歳未満のこどもを保育所等に預けず、家庭で保育をしている保護者を対象に「すくすく家庭保育応援金」を支給します。	
⑪天栄村ひとり暮らし高校生生活支援金	担当課:教育委員会/教育課
○高等学校への就学に伴い、村を離れ、寮や下宿、アパート等でひとり暮らしをする生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減と教育機会の支援を図るために支援金を交付します。	
⑫就学援助制度	担当課:教育委員会/教育課
○経済的な理由によって就学が困難な小・中学生児童生徒の保護者に対して、義務教育を受けるために必要な経費の援助を行います。	
⑬特別支援教育就学奨励費	担当課:教育委員会/教育課
○特別支援学級に通っている小・中学生児童生徒の保護者に対して、家庭の経済状況等に応じ、学用品等の必要な経費の援助を行います	
⑭奨学資金給与制度	担当課:教育委員会/教育課
○大学、大学院または短期大学に在学していて、学業や文芸・スポーツに秀でているにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学生に対して、村の奨学生選考委員会による選考を経て決定となった場合、奨学資金を支給します。	
⑮バス定期券購入助成	担当課:教育委員会/教育課
○村立小・中学校では、こどもたちが安全に登校できるように、小学校は最寄りのバス停留所から学校まで片道1km以上で利用する児童、中学校は最寄りのバス停留所から学校まで片道3km以上で利用する生徒に民間バスを利用する際の定期券購入費を全額助成します。	

基本目標3 こども・若者が将来に希望を持って、自分らしく生きることが できる村づくり

主な課題：5、6

(1) こども・若者が活躍できる機会づくり

こども・若者自身が社会の一員であることを自覚し、社会への責任や義務、参画意識を身につけ、主体的に社会に関わることができるような体験や経験の場を設けることについて検討します。

また、多様な価値観等に触れることにより、多様化する社会への理解促進や教育及び多文化共生の推進を図り、一人一人異なる長所を伸ばし、より一層活躍できる環境づくりを行っていきます。

■主な事業

①特色ある学校づくりの推進	担当課:教育委員会/教育課
○地域コミュニティを核とした少人数教育の具現化に向け「つなぐ教育」や、愛村心を育むふるさと教育を推進します。	
②情報機器整備事業	担当課:教育委員会/教育課
○次代を担うこどもたちの情報の活用能力や国際性を養うため、小中学校に新しい機能を備えたパソコン等を整備し、校内情報ネットワークの整備を図ります。	
③外国語指導助手(ALT)の配置	担当課:教育委員会/教育課
○各小・中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、外国語活動と国際理解教育の充実を図ります。	
④こども未来応援事業	担当課:教育委員会/教育課
○キャリア教育の視点で職業観や勤労観を培うため、小・中学生を対象に職場体験を実施します。	
⑤各種生涯学習事業【再掲】	担当課:教育委員会/生涯学習課
○心身ともに調和のとれた人間として成長し、心豊かな人間性を育ていくため、「スキー・スノーボード教室」や「てんえいアクティビティクラブ」、「歴史学び教室」、「スポーツ少年団」などの各種生涯学習事業を通して、郷土の自然や歴史に触れながら地域住民との交流を図る機会を設けていきます。	

(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定

魅力ある企業やそこで働く方々の情報発信を行い、若者の村内就職、地域への定着を図るため、国や県との連携を図りながらキャリア形成を支援することで、将来への展望を持って生活できる基盤を整えます。

■主な事業

①自立支援事業	担当課:健康福祉課 福祉係
○若い世代への低所得者に対し、一人一人の状況に応じたプランを作成し、専門の支援員が寄り添いながら他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。	

(3) 出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実

マッチングシステムや企業との連携強化を進め、出会いの機会の創出や若者の結婚支援などを充実させていきます。

■主な事業

①出会いの創出と結婚への支援	担当課：企画政策課
○若者の新しい出会いの場を提供し、結婚や子育てを見据えた未来への取組の支援体制を整備します。	
②結婚新生活支援事業	担当課：企画政策課
○婚姻に伴う新生活の経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対して住居費や引っ越し費用、リフォーム費用の一部を補助します。	

(4) 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの払拭

ジェンダーにとらわれず児童生徒の能力を最大限に生かすため、学力の向上と人間性・社会性の育成を一体的、総合的に推進します。男女平等教育の推進に向け、情報・学習機会を提供することで、アンコンシャス・バイアスの払拭につなげます。

また、学校教育や社会教育における人権教育を通して、多様性に対する理解、自他の人権の尊重等の態度を育む取組を進めます。

■主な事業

①人権教室【再掲】	担当課：住民課
○人権擁護委員が学校等に出向いて「人権教室」を実施し、命の大切さや、お互いの違いを理解し認め合う「心のバリアフリー」の大切さなどを、こどもたちに人権の大切さを伝えていきます。	
②個性に応じた進路指導の充実	担当課：教育委員会/教育課
○児童・生徒が個性に応じて主体的な進路選択ができるよう、幅広く情報の提供を行い、指導の充実を図ります。	

(5) こどもの安心・安全の確保

こどもや子育て家庭はもとより、地域住民全体がゆとりや安心感をもって生活できる環境の形成に向け、犯罪や事故の発生防止を図るとともに、安全かつ快適に過ごせるよう、道路環境等の整備に努めます。

また、こどもを犯罪被害から守るためには、教育委員会、学校、地方公共団体、保護者、地域住民等が連携し、対策を進める必要があります。こどもが犯罪に巻き込まれることなく、安全に登下校できるように、通学路等における安全対策、学年や理解度に応じた防犯教室など環境整備を推進します。

■主な事業

①青少年健全育成村民会議	担当課：教育委員会/生涯学習課
○青少年健全育成村民会議において、学校、家庭、地域が連携して青少年の健全育成・非行防止を推進します。	
②こども110番の家	担当課：教育委員会/生涯学習課
○こどもたちが安全に生活できる環境づくりのため、「こども 110 番の家」を地域の方の協力を得て、村内の通学路に設置します。	

③防犯灯の設置・交通安全施設の整備	担当課:総務課
○こどもたちの安全を確保し、住みよい村づくりに努めるため防犯灯を設置します。また、歩道の整備やガードレールの設置など交通安全に配慮した環境整備を図ります。	
④愛の一声運動	担当課:教育委員会/生涯学習課
○各小学校の朝の登校時に声掛けを行い、挨拶を励行することで地域ぐるみでのこどもの見守りを推進します。	
⑤防犯ブザーの配布	担当課:教育委員会/教育課
○こどもたちを命の危険から守るため、小中学生に防犯ブザーを配布します。	
⑥通学路合同点検	担当課:教育委員会/教育課
○児童・生徒の通学路における交通安全の確保のため、平成27年度より「天栄村通学路交通安全プログラム」を策定し、継続的に関係者間で情報を共有します。また、2年に一度「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、学校や関係者間と合同で一斉点検を行い、対策を検討・実施します。	
⑦交通安全街頭補導・広報活動	担当課:総務課
○各季交通安全運動期間中に、児童生徒の通学路で、交通安全指導を行います。	
⑧青色回転灯装着車両による防犯パトロール	担当課:総務課
○青色回転灯装着車両による「青色防犯パトロール」を行い、村内の防犯対策強化を図ります。	
⑨公営住宅の整備	担当課:建設課
○村内外の人たちが求めている住宅ニーズを把握し、良好な住宅や宅地の整備に取り組みます。	
⑩住宅用防犯カメラ等の設置	担当課:総務課
○村内における犯罪の発生を抑止し、安全で安心な村づくりを推進するため、村内の住宅に防犯カメラを設置した方に対して、設置費用の一部を補助します。	

(6) 豊かな学びを支える教育の充実

こどもにとって、学校はただ学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、大切な居場所のひとつです。学校・家庭・地域が一体となり、こどもたちが多様な学びを得られるよう取組を実施します。また、朝食の欠食や孤食など食習慣の問題に対して児童に対する望ましい食生活の普及を図るなど、食育の推進にも努めます。

■主な事業

①食育事業	担当課:健康福祉課 健康増進係
○小学生を対象に、栄養教諭を派遣し食育授業を実施します。	
②特色ある学校づくりの推進【再掲】	担当課:教育委員会/教育課
○地域コミュニティを核とした少人数教育の具現化に向け「つなぐ教育」や、愛村心を育むふるさと教育を推進します。	

③ICTを活用した授業の実施・促進	担当課:教育委員会/教育課
○児童生徒一人一人に配備されたタブレット等を効果的に活用し、こどもたちが授業等においてICTを使い、「個別最適な学び」ができるようにするとともに、教室内外の他者と協働して自分の考えを発信したり、深めたりするような「協働的な学び」を充実させます。	
④AIドリルの活用	担当課:教育委員会/教育課
○AIドリル「navima」を補充的・発展的な学習を行う場面等において積極的に活用し、一人一人の学力向上を図ります。	
⑤小学校高学年児童、中学生英語検定への支援	担当課:教育委員会/教育課
○小学生は年1回、中学生は年3回まで英検の受検費用を補助し、児童・生徒の英語に対する関心や学習意識を高め、学力向上を図ります。	
⑥民間塾講師を活用した学習機会の設定	担当課:教育委員会/教育課
○中学校2・3年生を対象に、夏季休業、冬季休業に合わせ民間塾講師による学習会を実施し、学習内容の定着を図ります。	
⑦公営塾の開催	担当課:教育委員会/教育課
○サマースクール、小中学生英会話教室、ステップアップスクール等を開催し、児童生徒の交流を図るとともに学習支援を行います。	

(7) こどもの居場所づくり

全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、個々の状況に応じた支援を包括的に提供します。

また放課後の居場所づくりとして、放課後児童クラブ及び放課後こども教室を設置し、従事者の質向上、施設整備を行います。

■主な事業

①こどもの居場所づくり事業	担当課:健康福祉課 福祉係
○主に食事、学習、交流等の提供または支援を通じ、こどもの居場所づくりの推進を目的として、国や県と連携し団体等が行う取組を支援します。	
②放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	担当課:健康福祉課 福祉係
○広戸小学校において放課後児童クラブを設置し、昼間保護者のいない児童に対して放課後安全に過ごす場所を確保し、放課後児童支援員が育成支援に努めます。	
③放課後子ども教室事業	担当課:教育委員会/生涯学習課
○大里小学校・牧本小学校において放課後子ども教室を実施し、放課後及び長期休業中のこどもの安心・安全な居場所の確保に努めます。	

基本目標4 困難を有する子ども・若者とその家族が適切な支援を受けられる村づくり

主な課題：6

(1) こどもの貧困対策の推進

生活に困難を抱えていると考えられている子どもや家庭の実態把握に努めるとともに、生活支援、経済的支援、保護者に対する就労の支援など、多様な支援を推進します。

■主な事業

①生活困窮者の自立支援	担当課:健康福祉課 福祉係
○経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ります。	
②就学援助制度【再掲】	担当課:教育委員会 教育課
○経済的な理由によって就学が困難な小・中学生児童生徒の保護者に対して、義務教育を受けるために必要な経費の援助を行います。	

(2) ひとり親家庭への支援

児童扶養手当や医療費の助成をはじめとした経済面での支援に加え、総合的な相談支援や、国・県の機関等を活用した就労支援などにより、ひとり親家庭の自立を促し、安心して子育てをしながら働くことができる環境づくりを進めます。

■主な事業

①ひとり親家庭医療費助成事業	担当課:健康福祉課 福祉係
○ひとり親家庭の父または母に対し、医療費の一部を助成します。	
②児童扶養手当	担当課:健康福祉課 福祉係
○父又は母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために手当を支給します。	
③てんえいジュニア応援金【再掲】	担当課:健康福祉課 福祉係
○中学校卒業時に、高校入学等の準備金として上限5万円を支給します。(支給要件あり)	

(3) 障がいのあるこども・若者への支援

障がいや発達に遅れのあるこどもの自立や社会参加に向けて、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人一人の多様なニーズに応じた一貫した相談支援体制の確立及び関係者との連携を図ります。また、早期療育の観点から医師の診断に基づく、身体や知的面での発達状況に応じた保健指導が重要であることから、その保護者に対する相談及び療育支援を充実させます。

■主な事業

①障がい児育成支援	担当課:健康福祉課 福祉係
○こども家庭センター(健康保健センター内)を拠点に、保健と福祉の連携を強化し、障がいの早期発見・療育について相談体制の確保に努めます。	
②特別児童扶養手当	担当課:健康福祉課 福祉係
○精神又は身体に障がいのある 20 歳未満の障がい児を療育している、障がい児の父若しくは母、養育者に支給することにより福祉を推進します。	
③障がい児福祉手当	担当課:健康福祉課 福祉係
○常時介護を必要とする重度障がい児に対して支給され、重度障がい児を抱える家庭の経済的負担を補助します。	
④心身障がい児福祉年金	担当課:健康福祉課 福祉係
○身体に障がいのある児童及び知的障がい児の保護者に年金を支給し、福祉の増進を図ります。	
⑤特別教育支援員の配置	担当課:教育委員会 教育課
○幼稚園、小・中学校において、障がい等のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりするため、特別支援教育支援員を配置します。	

(4) 児童虐待防止対策の推進

虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、相談窓口の周知徹底、相談者のプライバシーを保護するための環境の整備、相談員の質の向上、専門的相談機関などが一層の連携を図りながらお互いに情報収集・情報提供や協力依頼ができるネットワークの構築等を推進します。

■主な事業

①要保護児童対策地域協議会の設置	担当課:健康福祉課 福祉係
○天栄村要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童の適切な保護や、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図り、育児不安予防や虐待の早期発見、予防に努めます。	
②スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置【再掲】	担当課:教育委員会 教育課
○福祉の専門性を持ち、児童・生徒の最善の利益を保障するために、学校などにおいてソーシャルワークを行う SSW を配置します。SSW は、不登校やいじめ、暴力行為や児童虐待、友人関係や非行・不良行為、教職員などとの関係や心身の健康に関する問題など、幅広い問題についての支援をおこなうとともに、児童・生徒のニーズを把握して支援を展開し、保護者への支援や学校への働きかけ、体制整備についての働きかけなどを行います。	

(5) 困難に直面するこども・若者やその家族への支援

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーのこども・若者の問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらい状況です。福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期発見・把握に努め、こどもの意向に寄り添いながら、適切な支援につなげていきます。

■主な事業

①ヤングケアラー把握と支援	担当課:健康福祉課 福祉係
○こども家庭センターを拠点に、ヤングケアラーに係る周知・啓発を図ります。また、関係機関と連携し適切な支援に繋がります。	
②養育支援訪問事業	担当課:健康福祉課 福祉係
○子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。	
③子育て世帯訪問支援事業	担当課:健康福祉課 福祉係
○ホームヘルパーが家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	
④スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置【再掲】	担当課:教育委員会 教育課
○福祉の専門性を持ち、児童・生徒の最善の利益を保障するために、学校などにおいてソーシャルワークを行うSSWを配置します。SSWは、不登校やいじめ、暴力行為や児童虐待、友人関係や非行・不良行為、教職員などとの関係や心身の健康に関する問題など、幅広い問題についての支援をおこなうとともに、児童・生徒のニーズを把握して支援を展開し、保護者への支援や学校への働きかけ、体制整備についての働きかけなどを行います。	

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

第1節 教育・保育事業等の提供区域

本村では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域の設定、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準、地域子育て支援事業の提供区域も踏まえて、各提供区域は1区域として設定しました。

■天栄村の子ども・子育て支援事業関連施設の位置図

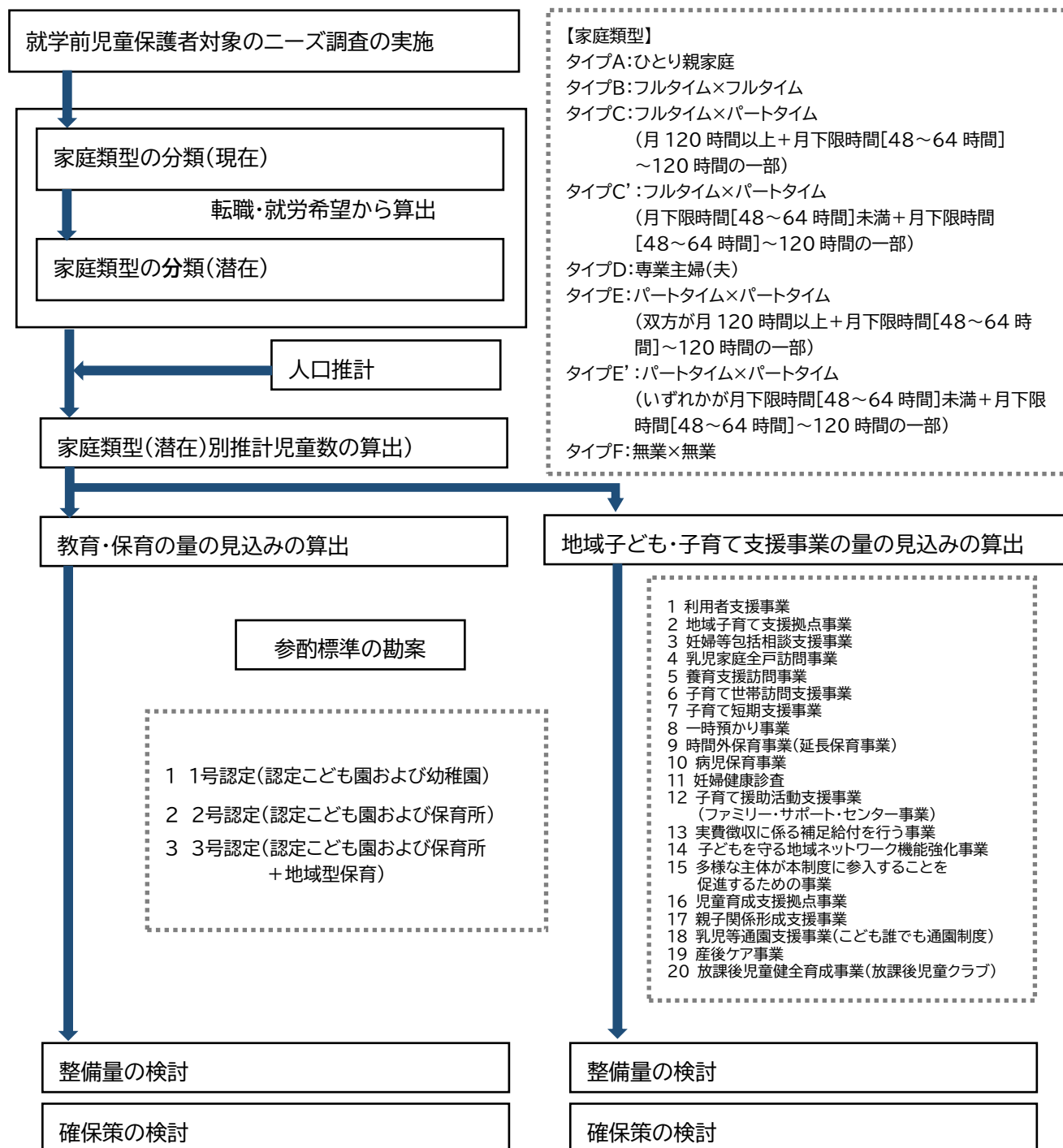


第2節 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本村の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) こども人口の推移

本村のこども人口の推計について、0～5歳では2020（令和2）年の184人から2029（令和11）年には139人と推計され45人の減少が予測されています。一方、6～11歳においても2020（令和2）年の237人から2029（令和11）年には173人と推計され64人の減少が予測されています。

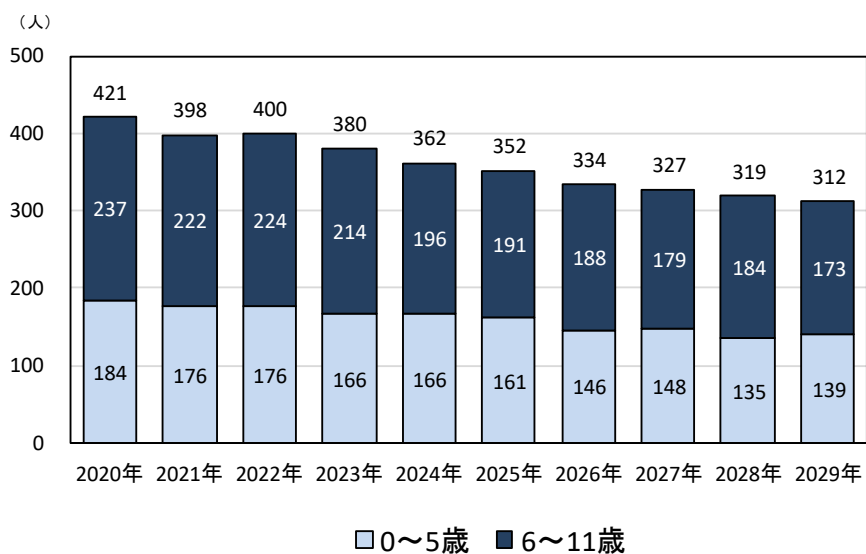
■こども人口の推移と推計

単位：人

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
0～11歳	421	398	400	380	362	352	334	327	319	312
0歳	34	18	31	17	24	23	22	21	20	20
1歳	34	40	19	33	18	26	25	23	23	22
2歳	28	31	40	20	35	18	26	25	23	23
3歳	24	30	31	38	20	35	18	26	25	23
4歳	34	26	28	30	39	20	35	18	26	25
5歳	30	31	27	28	30	39	20	35	18	26
0～5歳	184	176	176	166	166	161	146	148	135	139
6歳	43	29	31	28	29	30	38	19	35	19
7歳	34	43	31	32	28	30	31	41	21	35
8歳	44	33	42	31	31	28	30	30	39	19
9歳	39	44	36	42	30	31	28	30	31	39
10歳	34	39	45	36	42	30	31	28	30	31
11歳	43	34	39	45	36	42	30	31	28	30
6～11歳	237	222	224	214	196	191	188	179	184	173

資料：2020年～2024年は、住民基本台帳（各年4月1日）
2025年～2029年は、実績値を基にしたコーホート変化率法による推計（各年4月1日）

■こども人口の推移と推計



(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説明	現在	単位：％	
			潜在	
タイプ A	ひとり親家庭	6.6%	6.6%	
タイプ B	フルタイム×フルタイム	44.7%	52.6%	
タイプ C	フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上+月下限時間[48～64 時間]～120 時間の一部)	22.4%	18.4%	
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64 時間]未満+月下限時間[48～64 時間]～120 時間の一部)	9.2%	7.9%	
タイプ D	専業主婦(夫)	17.1%	14.5%	
タイプ E	パートタイム×パートタイム (双方が月 120 時間以上+月下限時間[48～64 時間]～120 時間の一部)	0.0%	0.0%	
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64 時間]未満+月下限時間[48～64 時間]～120 時間の一部)	0.0%	0.0%	
タイプ F	無業×無業	0.0%	0.0%	

そして、2025（令和6）年度～2029（令和11）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■推計年度別の児童数（0～5歳）

家庭類型	潜在割合	単位：％(潜在割合)、人(児童数)				
		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
タイプ A	6.6	11	10	10	9	9
タイプ B	52.6	85	0	0	0	0
タイプ C	18.4	30	2	2	2	2
タイプ C'	7.9	13	0	0	0	0
タイプ D	14.5	23	0	0	0	0
タイプ E	0.0	0	0	0	0	0
タイプ E'	0.0	0	0	0	0	0
タイプ F	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	161	146	148	135	139

第3節 教育・保育の量の見込み及び確保方策

●教育・保育の支給認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者	提供施設・事業
1号	3～5歳、幼児期の教育のみ	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園（保育所部分）
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

（1）施設型事業

①教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

現状

- 本村における教育施設は幼稚園のみであり、実利用者数に対して提供量が上回っている状況です。
- 今後のこども人口は減少が見込まれており、教育施設（幼稚園）の利用希望者数も減少が見込まれます。

■教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①実利用者数	80	81	83	97	90
1号認定	80	80	79	91	84
2号認定	0	0	0	0	0
②第二期計画値	210	210	210	210	210
幼稚園	210	210	210	210	210
乖離(②－①)	130	129	127	113	120

※2024年度実績は見込み量



■教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位:人

推計値	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	89	69	75	65	70
1号認定	89	69	75	65	70
2号認定	0	0	0	0	0
②確保目標量	210	210	210	210	210
幼稚園	210	210	210	210	210
乖離(②-①)	121	141	135	145	140

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○こども人口の減少に伴い、教育施設の利用希望者数も減少が見込まれますが、現在の提供量を維持していきます。

②保育施設(認可保育所)

認可保育施設とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

また、地域型保育事業とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設（企業主導型保育施設）、居宅訪問型保育事業の総称です。

現状

○本村における保育施設は認可保育所のみであり、概ね実利用者数に対して提供量が上回っている状況です。

■保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）の利用状況の推移

単位:人

実績値	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①実利用者数	44	49	61	46	50
2号認定	0	1	4	6	6
3号認定	44	48	57	40	44
0歳	12	9	15	9	13
1・2歳	32	39	42	31	31
②第二期計画値	60	60	60	60	60
認可保育所	60	60	60	60	60
乖離(②-①)	16	11	-1	14	10

※2024 年度実績は見込み量

■保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	60	60	60	60	60
2号認定	0	0	0	0	0
3号認定	60	60	60	60	60
0歳	15	15	15	15	15
1歳	20	20	20	20	20
2歳	25	25	25	25	25
②確保目標量	60	60	60	60	60
認可保育所	60	60	60	60	60
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○こどもの人口の減少が見込まれますが、無償化や女性の就労率の向上に伴い、保育ニーズが減少しない可能性もあり、現在の提供量を維持しながら対応していきます。

(2) 地域型保育事業

地域型保育事業には「①小規模保育事業」、「②事業所内保育事業（企業主導型保育施設）」、「③家庭的保育事業」、「④居宅訪問型保育事業」の4事業がありますが、いずれも本村では実施していない事業です。今後、参入を検討する事業者が現れた場合は、ニーズ量等を慎重に判断した上で、必要な支援を行います。

①小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。また、A型（保育所分園に近いもの）、B型（A型とC型の中間的なもの）、C型（家庭的保育に近いもの※利用定員6人以上10人以下）の3類型あります。

②事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施する事業です。従業員のこどものほか、地域において保育を必要とするこどもにも保育を提供しています。

③家庭的保育事業

利用定員5人以下とし、保育者の居宅その他の場所で、家庭的な雰囲気の中で保育を実施する事業です。

④居宅訪問型保育事業

保育を必要とするこどもの居宅において、1対1で保育を実施する事業です。

第4節 地域子ども・子育て支援事業等の量の見込み及び確保方策

(1) 相談支援事業

①利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状

○本村では「こども家庭センター」を開設し、育児に関する相談を受け付け、子育て支援に関する情報を提供してきました。

■利用者支援事業の利用状況の推移

単位:か所

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①必要か所数	1	1	1	1	1
②第二期計画値	1	1	1	1	1
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

※2024年度実績は見込み量



■利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位:か所

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み (こども家庭センター型)	1	1	1	1	1
②確保目標量 (こども家庭センター型)	1	1	1	1	1
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後も「こども家庭センター」において育児に関する相談受付、子育て支援に関する情報提供を継続していきます。

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状

○本村の「わんぱく広場」では、交流の場や子育て関連情報の提供、子育てに関する相談対応、子育て支援に関する講習等を実施しており、年間総利用者数はおおむね横ばいで推移しています。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位:人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用数(延べ人数)	964	1,286	1,497	1,192	1,400
②第二期計画値(延べ人数)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
乖離(②-①)	1,536	1,214	1,003	1,308	1,100

※2024年度実績は見込み量



■地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位:人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(延べ人数)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
②確保目標量(延べ人数)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○在宅の親子の交流の場や子育てに関する相談窓口として、地域子育て支援拠点事業は重要な事業であり、今後も利用者のニーズを的確に捉え、満足度向上を図ります。

③妊婦等包括相談支援事業

妊婦・産婦や配偶者、子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図り、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、妊婦支援給付金の支給を行う経済的支援と一体的に実施する事業です。

現状

○令和4年度より、出産・子育て応援給付金事業として、伴走型相談支援と経済的支援（出産応援給付金・子育て応援給付金）を実施しています。利用者支援事業の規定が一部改正することにより、令和7年度から「妊婦等包括相談支援事業」としての一体的な実施をします。

■妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保目標量

単位:回

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(面談実施回数)	69	66	63	60	60
②確保目標量	69	66	63	60	60
こども家庭センター	69	66	63	60	60
上記以外	0	0	0	0	0
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施します。

(2) 訪問系事業

①乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

○こどもの出生後、支援を必要とする子育て家庭を把握する最初のきっかけとして、生後4カ月までに1回訪問しています。

○寄り添い型の訪問支援により不安の解消を図るとともに、個々の状況に応じて、養育支援訪問事業等の適切な支援へつなげています。

■乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位:人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	22	36	17	23	24
②第二期計画値	35	35	35	35	35
乖離(②-①)	13	-1	18	12	11

※2024年度実績は見込み量



■乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位:人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	23	22	21	20	20
②確保目標量	23	22	21	20	20
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○こども人口が減少する見込みではありますが、安心して子育てができる支援策として、全戸への訪問を継続します。

②養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

○養育支援訪問事業の利用者数は少ないものの、子育てに不安を抱える親や、養育環境に課題がある家庭に対して継続的な支援を行うことで、こどもの健全な発達を促す必要があります。

○令和6年度より育児家事援助については子育て世帯訪問支援事業に移行済みとなり、本事業では相談援助の部分のみ継続して実施していきます。

■養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位:人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数(延べ人数)	0	1	0	0	0
②第二期計画値(延べ人数)	10	10	10	10	10
乖離(②-①)	10	9	10	10	10

※2024年度実績は見込み量



■養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位:人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(延べ人数)	10	10	10	10	10
②確保目標量(延べ人数)	10	10	10	10	10
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○こども人口は減少する見込みですが、安心して子育てができる支援策として、養育支援が必要な家庭に対する継続的な支援を行います。

③子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

現 状

○令和6年度現在、家事・育児のヘルパー派遣については天栄村社会福祉協議会に委託し、実施しています。今後は事業内容の見直しを図りながら、支援の充実に努めます。

■子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保目標量

単位:人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(延べ人数)	15	15	15	15	15
②確保目標量(延べ人数)	15	15	15	15	15
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○こども人口は減少する見込みですが、安心して子育てができる支援策として、家事・育児支援が必要な家庭に対する継続的な支援を行います。

(3) 通所系事業

①子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】及び夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）ですが、本村では実施していない事業であり、計画期間中における当事業の実施は見込んでいません。

②一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状

○地域子育て支援拠点（わんぱく広場）における一時預かり事業の利用者は年度によってばらつきがありますが、村立幼稚園の預かり保育事業は増加傾向にあります。

■一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①年間総利用数(延べ人数)	6,910	7,665	8,646	9,364	8,146
1号認定	6,896	7,565	8,513	9,302	8,069
2号認定	0	0	0	0	0
上記以外	14	100	133	62	110
②第二期計画値(延べ人数)	12,035	12,035	12,035	12,035	12,035
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
2号認定による定期的な利用	35	35	35	35	35
乖離(②-①)	5,125	4,370	3,389	2,671	3,889

※2024 年度実績は見込み量



■一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位:人

推計値	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み(延べ人数)	11,007	11,824	12,640	13,457	14,274
幼稚園における在園児を 対象とした一時預かり (預かり保育)	10,927	11,744	12,560	13,377	14,194
2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	80	80	80	80	80
②確保目標量(延べ人数)	11,007	11,824	12,640	13,457	14,274
幼稚園における在園児を 対象とした一時預かり (預かり保育)	10,927	11,744	12,560	13,377	14,194
2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	80	80	80	80	80
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○こども人口の減少が見込まれますが、保育ニーズの多様化も考慮し、現在の提供量を維持しながら対応していきます。

③時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業ですが、本村では実施していない事業です。今後の事業実施については、利用者のニーズ等を見極めながら検討に努めます。

④病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。本村では2020（令和2）年度より郡山市と協定し、病児保育事業の広域利用を開始しています。今後は天栄保育所での事業実施ができるよう、環境整備及び人員確保に努めます。

(4) その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

○妊婦健康診査の結果、身体的・精神的に支援が必要な妊婦に対し、適時対応が取れるよう、医療機関との連携強化に努めます。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位:人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間利用者数(延べ人数)	299	305	235	281	235
②第二期計画値(延べ人数)	380	380	380	380	380
乖離(②-①)	81	75	145	99	145

※2024年度実績は見込み量



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位:人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(延べ人数)	280	280	280	280	280
②確保目標量(延べ人数)	280	280	280	280	280
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後も健やかな妊娠期を過ごし、安全に出産を迎えるために、受診率を維持しながら、事業を継続実施していきます。

② 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業ですが、本村では実施していない事業です。

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後の需要動向等をみながら、事業の実施について検討します。

④子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。本村では天栄村要保護児童対策地域協議会を設置しており、今後も機能強化に努めます。

⑤多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業ですが、本村では実施していない事業です。

⑥児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、こどもの居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。今後の需要動向等をみながら、事業の実施について検討します。

⑦親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業で、令和6年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。今後の需要動向等をみながら、事業の実施について検討します。

⑧乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育施設等に通園していない児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。児童が施設を利用し、他の児童と関わったり、園の先生とふれあい遊びや集団遊び等、年齢に合った遊びを経験したりできる事業です。令和7年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、令和8年度より全ての自治体で実施することとされています。

現 状

○今後、利用ニーズの動向を注視しつつ、令和8年度から事業の実施を図ります。

■ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと確保目標量

単位:人/日

推計値	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み	—	3	3	3	3
0 歳児	—	1	1	1	1
1 歳児	—	1	1	1	1
2 歳児	—	1	1	1	1
②確保目標量	—	3	3	3	3
0 歳児	—	1	1	1	1
1 歳児	—	1	1	1	1
2 歳児	—	1	1	1	1
乖離(②－①)	—	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○2026 年度の事業実施に向けて提供体制を整備します。

⑨産後ケア事業

退院直後の母親に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、安心して子育てができるよう支援します。

現 状

○伴走型相談支援による妊娠届出時や妊娠後期、出産後に実施する面談等の機会を活用しながら、産後ケア事業による支援を必要とする母親等への積極的な周知・案内を行い、利用促進を行います。

■産後ケア事業の量の見込みと確保目標量

単位:人

推計値	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み(延べ人数)	6	6	6	6	6
②確保目標量(延べ人数)	6	6	6	6	6
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○助産師による専門的なケアや支援が受けられるよう、提供体制を整備し実施します。

第5節 総合的なこどもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

現状と課題

○保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が利用しています。

○こども人口は減少傾向にありますが、放課後児童クラブの利用者数に大きな変化はみられません。

■放課後児童クラブの利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	78	74	57	56	60
低学年	39	34	33	31	37
高学年	39	40	24	25	23
②第二期計画値	80	80	80	80	80
低学年	40	40	40	40	40
高学年	40	40	40	40	40
乖離(②－①)	2	6	23	24	14

※2024年度実績は見込み量



■放課後児童クラブの量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	80	80	80	80	80
1年生	15	15	15	15	15
2年生	15	15	15	15	15
3年生	15	15	15	15	15
4年生	15	15	15	15	15
5年生	10	10	10	10	10
6年生	10	10	10	10	10
②確保目標量	80	80	80	80	80
1年生	15	15	15	15	15
2年生	15	15	15	15	15
3年生	15	15	15	15	15
4年生	15	15	15	15	15
5年生	10	10	10	10	10
6年生	10	10	10	10	10
乖離(②－①)	0	0	0	0	0

確保方策

(各年度4月1日現在)

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○必要とする児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、引き続き事業を実施していきます。

(2) 放課後子ども教室

放課後子ども教室は、地域住民等の協力を得ながら、学校の余裕教室等を活用し、放課後等に全ての児童を対象として学習、体験、交流活動などを行います。

現状と課題

○放課後子ども教室は、令和6年度現在において、村内で2か所設置されています。

■放課後子ども教室の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	92	92	92	92	92
1年生	14	14	14	14	14
2年生	17	17	17	17	17
3年生	18	18	18	18	18
4年生	17	17	17	17	17
5年生	15	15	15	15	15
6年生	12	12	12	12	12
②確保目標量	92	92	92	92	92
1年生	14	14	14	14	14
2年生	17	17	17	17	17
3年生	18	18	18	18	18
4年生	17	17	17	17	17
5年生	15	15	15	15	15
6年生	12	12	12	12	12
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(各年度4月1日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○必要とする児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、引き続き事業を実施していきます。

第6章 計画の推進・評価体制

第1節 計画の推進体制

こども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、景気の低迷など社会や経済の環境の変化により、こどもの育ちと子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域のこども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくために、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本計画の推進にあたっては、こどもの保護者やこども・子育て支援に関する事業に従事する者などを含めた、幅広い子育て支援に関与する者で構成する「天栄村子ども・子育て会議」において、専門的及び一般的見地から幅広い意見を聴取し、施策に反映させます。また、村民の多様なニーズの把握に努め、本計画の主人公であるこどもと子育て中の親の声を大切にしながら、各種団体や村民との協働により計画を推進します。

第2節 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く村民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、村広報紙や村ホームページを活用するとともに、村民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

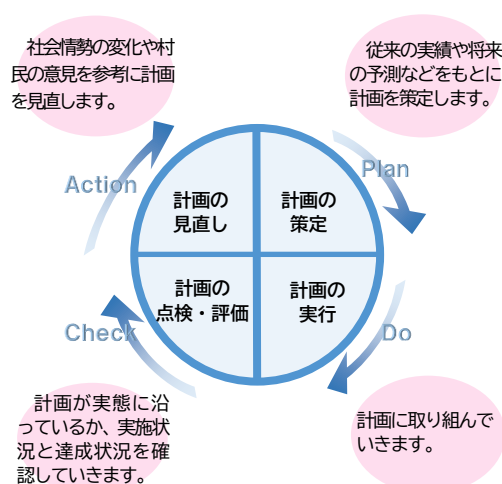
また、各事業においても、村広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や業主と連携して村民一人一人に情報が行きわたるよう、周知に努めます。

第3節 計画の評価と進行管理

本計画の推進にあたっては、その進捗状況を把握し、事業等の点検を毎年度、継続的に行っていくために、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。また、PDCA サイクルを行う上での評価・参考指標として以下の「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標や、既存の計画で設定した業績評価指標を活用し、評価・検証を行います。

なお、計画に定めた「量の見込み」や「確保内容」に乖離がある場合や、国の制度改正等により、本計画の実施や推進に予定していない事業の創設や変更が生じた場合は、計画の中間年を目安に、子ども・子育て会議等を活用して、見直しを行います。

■「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標



項目	現状値	目標値
「こどもまんなか社会の実現に向かっていく」と思うこども・若者の割合	30.7% (注1)	70%
「生活に満足している」と思うこども・若者の割合	63.7% (注2)	80%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	64.7% (注3)	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	86.3% (注4)	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	95.7% (注5)	98%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合	36.4% (注6)	50%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	62.0% (注7)	70%
「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいる」と思う子育て当事者の割合	91.8% (注8)	95%

注1：こども・若者の意識に関するアンケート調査結果（小学5～6年生、中学生、15～39歳）。「そう思う」（5.4%）、「どちらかといえばそう思う」（25.3%）と回答した割合。

注2：こども・若者の意識に関するアンケート調査結果（小学5～6年生、中学生、15～39歳）。満足度7以上と回答した割合。

注3：こども・若者の意識に関するアンケート調査結果（小学5～6年生、中学生、15～39歳）。「あてはまる」（19.6%）、「どちらかといえばあてはまる」（45.1%）と回答した割合。

注4：こども・若者の意識に関するアンケート調査結果（小学5～6年生、中学生、15～39歳）。「あてはまる」（40.9%）、「どちらかといえばあてはまる」（45.4%）と回答した割合。

注5：こども・若者の意識に関するアンケート調査結果（小学5～6年生、中学生、15～39歳）。「家族・親族」、「学校の友人や職場・アルバイト関係の人」、「インターネット上における友人・知人やグループ」の全てについて、「困ったときは助けてくれる」に対して「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」、「いない、わからない」（「インターネット上における友人・知人やグループ」のみ設定）と回答した者（無回答者を含む）の割合を全体から減じた割合。

注6：こども・若者の意識に関するアンケート調査結果（15～39歳）。社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験の有無に対して、「なかった（ない）」（22.6%）、「どちらかといえば、なかった（ない）」（13.8%）と回答した割合。

注7：こども・若者の意識に関するアンケート調査結果（小学5～6年生、中学生、15～39歳）。「あてはまる」（23.9%）、「どちらかといえばあてはまる」（38.1%）と回答した割合。

注8：子ども・子育てに関するアンケート調査（就学前児童保護者）の結果。日常的もしくは緊急時において「いずれもない」（8.2%）と回答した者を全体から減じた割合。

資料編

第1節 天栄村 子ども・子育て会議条例

○天栄村子ども・子育て会議条例

平成二十五年九月十三日条例第二十一号

天栄村子ども・子育て会議条例

（設置）

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十二条第一項の規定に基づき、天栄村子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第二条 会議は、法第七十二条第一項に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第三条 会議は委員十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が任命する。

一 子どもの保護者

二 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

三 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

四 その他村長が必要があると認める者

（委員の任期）

第四条 会議の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第五条 会議に会長及び副会長各一人を置き、委員のうちから互選により選任する。

2 会長は会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第六条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第七条 会議の庶務は健康福祉課において処理する。

（委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この条例の施行の際、最初に任命される委員の任期は、第四条第一項の規定にかかわらず、当該任命の日から平成二十七年三月三十一日までとする。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年天栄村条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表水道運営協議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	//	六、二〇〇円
-------------	----	--------

附 則（令和五年三月二二日条例第五号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年九月二〇日条例第二六号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村子ども・子育て会議条例の規定は、令和五年四月一日から適用する。

第2節 天栄村 子ども・子育て会議委員名簿

(1) 委員名簿

(敬称略)

番号	氏名	所属団体等名称	役職	委員選出区分
1	車田 剛志	天栄村立天栄幼稚園PTA会	会長	こどもの保護者
2	大木 晋也	天栄村立湯本幼稚園PTA会	会長	
3	大須賀 幸治	天栄村立天栄保育所保護者会	会長	
4	高崎 則行	天栄村民生児童委員協議会	主任児童委員	子ども・子育て支援 に関し学識経験のある者
5	永山 明代	天栄村民生児童委員協議会	主任児童委員	
6	関根 文則	天栄村教育委員会教育課	課長	子ども・子育て支援 に関する事業に従事 する者
7	桑名 俊之	天栄村立天栄幼稚園	園長	
8	柳沼 信之	天栄村立湯本幼稚園	園長	
9	我妻 晴美	天栄村立天栄保育所	所長	
10	石井 恵	天栄村こども家庭センター	統括支援員	

(2) 会議の開催日と審議内容

第1回

日時	令和6年12月25日(水)
場所	天栄村役場 3階正庁
審議内容	(1) 子ども・子育て会議について (2) 計画策定とニーズ調査の結果について (3) 計画書素案について (4) その他

第2回

日時	令和7年3月17日(月)
場所	天栄村役場 3階正庁
審議内容	(1) 天栄村こども計画について

第3節 用語集

あ行

アンコンシャス・バイアス

「無意識の思い込み、偏見」と訳され、誰かと話すときや接するときに、これまでに経験したことや、見聞きしたことに照らし合わせて、あらゆるものを「自分なりに解釈する」という脳の機能によって引き起こされるもの。

1号認定

満3歳以上の教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前のこども。

か行

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。地域型保育事業のひとつ。

コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年（期間）に生まれた人の集団のことを表す。「コーホート変化率法」とは、このコーホートごとの過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

こども家庭センター

子育て世代が抱えるさまざまな不安や悩み、困りごとなどの相談に応じ、関係機関と連絡・調整し安心して子育てができるように支援するための組織。

教育・保育施設

認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第2項に規定する保育所をいう。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。地域型保育事業のひとつ。

さ行

3号認定

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども（保育を必要とするこども）。

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業。地域型保育事業のひとつ。

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。地域型保育事業のひとつ。

スクールカウンセラー

学校で児童・生徒、保護者、教職員の心のケアや精神的なサポートを行う心理の専門家。

スクールソーシャルワーカー

教育の分野と社会福祉の専門知識や技術を活かして、問題を抱える児童生徒やその家族を支援する専門職。

た行

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業の総称。

地域子育て支援拠点

就学前のこどもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育て支援の拠点。「子育てサロン」等が該当し、市町村やその助成を受けた社会福祉法人等が設置している。天栄村においては健康福祉センターにて、「わんぱく広場」を開設している。

な行

2号認定

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども（保育を必要とするこども）。

認定こども園

保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前のこどもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。

は行

バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がいのある人等の利用にも配慮した設計のこと。車イスで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すり、点字の案内板など。

ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。



天栄村こども計画



発行:令和7年3月

編集:天栄村 健康福祉課

〒962-0592 福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑 78

電話:0248-82-2115 FAX:0248-81-1008